

福祉文教委員会会議録

令和 7 年 3 月 5 日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 18：15

【 案 件 】

1. 議案第 5 号 令和 7 年度 飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第 21 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第 31 号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例
4. 議案第 26 号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例
5. 議案第 27 号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第 28 号 飯塚市こども審議会条例
7. 議案第 29 号 こども・若者プラザいいづか条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市こども計画の策定について（こども政策課）
2. 飯塚市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について（社会・障がい者福祉課）
3. 生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件の福岡高等裁判所判決について（生活支援課）
4. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について（学校給食課）
5. 損害賠償請求事件について（文化課）

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第 5 号 令和 7 年度 飯塚市介護保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第 5 号 令和 7 年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をいたします。本予算は、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中間年度の予算となります。

予算書の 305 ページをお願いいたします。第 1 条第 1 項で、予算の総額を歳入歳出それぞれ 154 億 4590 万 3 千円と定めるものでございます。

予算の主な概要につきましては当初予算資料の方で説明させていただきます。当初予算資料の 3 ページをお願いします。令和 7 年度は前年度と比較しますと、2 億 5323 万 7 千円の減となっております。主な要因といたしましては、地域包括支援センター運営事業費等の 2 億 6659 万 1 千円を重層的支援体制整備事業として一般会計に変更したことによるものでございます。

歳入の主な項目について説明させていただきます。60 ページをお願いいたします。保険料、介護保険料につきましては、第 1 号被保険者数を、特別徴収対象者 3 万 4934 人、普通徴収対象者 4994 人、計 3 万 9928 人と推計し、前年度より 4848 万 1 千円増の 29 億 7331 万円としております。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の保険給付費等に応じて、それぞれの財源負担割合で計上しております。

次に、基金繰入金の介護保険給付費等準備基金繰入金につきましては、財源調整のため、

５８６６万８千円を準備基金から繰り入れるものです。

続きまして、歳出の主な項目について説明させていただきます。６１ページをお願いします。一般管理費、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費の２０１万９千円は、令和９年度から１１年度までの次期、第１０期計画策定に要する費用でございます。地域支援事業費の高齢者保健福祉計画等策定支援委託料、債務負担行為分３１０万７千円と合わせて５１２万６千円を計上しております。

認定調査等費の５２９０万１千円につきましては、認定調査、主治医意見書作成手数料等に係る経費で、介護認定申請件数の増加見込みにより前年度に比べ７６６万２千円の増となっております。

次の保険給付費では、全体で前年度より９６７５万円の減となっております。この保険給付費の減額につきましては、平均利用件数が減少傾向にある通所リハビリテーションや特定施設入所者生活介護などの居宅介護サービス給付金が減となることが主な要因でございます。

６２ページをお願いします。地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費６億２９２万７千円は、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。前年と比較しますと１３４万５千円の減となっております。訪問型サービスの利用件数が減少傾向にあることや介護予防ケアマネジメント費のケアプラン作成件数減少が主な要因でございます。

次に、一般介護予防事業費２７７万５千円につきましては、認知症予防教室事業や高齢者筋力アップ教室事業をはじめとする、各種介護予防事業の実施に要する経費を計上しております。前年と比較しますと１２４万３千円の減となっておりますが、令和７年度より認知症予防教室事業を直営での実施に変更することや、地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金の重層的支援体制整備事業への移行等が主な要因です。

６３ページをお願いします。包括的支援事業・任意事業費として１億４５４万９千円を計上しております。総合相談事業費につきましては、地域包括支援センター運営委託料の重層的支援体制整備事業への移行により２億２３６万１千円の減となっております。任意事業費につきましては前年度より２６０万５千円の増となっており、配食サービス事業費の食数見込増による増額が主な要因でございます。

次に、基金積立金でございますが、基金運用による預金利子及び運用収入の積立金９１１万３千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援委託料につきましては、先ほどの説明と重複いたしますが、次期、第１０期の計画策定に要する費用で、期間を８年度まで、限度額を４６４万１千円とするものでございます。

次に、ケアプラン点検等委託料につきましては、令和７年度から令和９年度までの複数年契約により、介護給付費の適正化を推進するもので、期間を９年度まで、限度額を８年度、９年度、それぞれ６９万１千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第５号 令和７年度 飯塚市介護保険特別会計予算」についての補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

まず最初に、３１３ページ、繰入金のところで、基金の繰入金が令和７年度は５８６６万８千円ということでしたが、前回、介護保険の補正予算でしたっけ、あのときに基金の繰入金を調整していきますというようなお話があったと思うんですが、たしか７億円でしたっけ、ということでした。今回、その分で５８６６万８千円ということは、ちょっと内容を詳しくお願いしたいと思います。先ほどサービス給付の減というようなお話がありましたが、ちょっと詳

細に内容を説明していただければと思います。

○介護保険課長

まずこの基金につきまして、令和6年度の補正予算時の見込みにおいて、前年度余剰金として基金に6988万7千円を積み立てる予定としております。そして、今回につきましては財源の調整ということで、逆に今回は取崩しという形になっておりまして、ここの基金の6年度に積み立てることになりましたのが、計画策定時と介護サービス給付費の見込みが変わってきているというところで、第8期の介護保険の事業計画におきましては、施設サービス給付費の老人保健施設の定員が満床になると想定して、給付費を算定しておったところでございます。それがコロナ禍の影響もあり、見込んでいた給付費までには達しなかったというところが要因となっております。

令和5年度計画予定額の19億7743万6千円に対しまして、給付費につきましては、令和5年度決算額が16億2390万7千円となっております、その差額分3億5353万円が影響してきているというところになります。

○兼本委員

分かりました。

今、答弁の中で、コロナ禍の影響もあり見込んでいた給付費までには達しませんでしたということですが、令和6年度、これから始まる7年度といったところ、コロナ禍の影響というのはまだ続くように想定されてあるんでしょうか。それとも変わっていくものかということが、6年度の状況等を見て、どのようにお考えなのかお示してください。

○介護保険課長

今のところ、コロナ禍の影響という、コロナの影響というところで、6年度の現状といたしましては、給付額というのがやっぱり戻りつつあるというところで、今後は給付が伸びていくであろうという見込みとなっております。

○兼本委員

もう一つ、施設給付は老健が原因ということですが、これに関して、もし、コロナ前、コロナ禍中、それからコロナ禍後の給付の推移というのがお分かりになれば、お示ししていただけますでしょうか。

○介護保険課長

老人保健施設につきましては、コロナ前ということで、平成30年度の決算額としましては17億9033万4512円、コロナ禍の令和4年の決算額としましては16億6003万680円、コロナ禍後としまして、令和5年度の決算額で申しますと16億2390万6546円となっております。

コロナ禍というところで、一旦、そこで下がってきて、5年度の決算まではやっぱり低い数値となっております。

○兼本委員

大体そうすると、ここの部分でコロナ前と比べると1億7千万円ほど給付額が減っていますということですね。ここに関しても今後やっぱりまた上がっていくんであるかというようにお考えなんですか。

○介護保険課長

6年度の当初予算でも金額を増額で計上させていただいたところで、今後はやっぱりそのところが、老健に関しては、数が戻ってくる、利用が戻ってくるという見込みにしております。

○兼本委員

で、その状態であっても、積立金というのは増えていくのか、減っていくのかっていったらどうなるんですか。

○介護保険課長

7年度の予算としては、基金としては取崩しということで、予算を計上させていただいております。

○兼本委員

取崩しということでされてありますけども、10億円ぐらいあるわけでしょう、今。それがそのくらいの金額で維持されるのか、どうなのかというところをどのようにお考えなんですか。

○介護保険課長

計画では、3年間、6年度から8年度までで計7億円を取り崩す予定としておりまして、実際には、それを年度ですっと見ていきますと、7年度の計画上の取り崩し額としましては、2億3500万円程度を課としては計画の取崩額と考えております。そこからすると、実際に予算の取崩し額と差が生じている状態にはございます。

○兼本委員

分かりました。前回のときからも言われていましたけども、ここの部分が、結局、給付の部分で使える部分になってくるわけですね。給付が、量が減っているとなると、今の保険料がやっぱり高いのではないかなというふうなことになると思います。

今回は令和8年まででしたっけ。そうすると、やはりこの7年、8年という動きというのは状況を判断する上で非常に大切な時期ではないのかなというふうに思っています。

そこで、やっぱりこの6年、7年、8年までは保険料は変わりません。その中で、どういう給付額の増減で、保険料がどのくらい多かったのかとかいったことがもしあれば、ぜひこの7年度の状況を見ていただいて、次の次期計画のときには、保険料の負担割合というの、やっぱり何でしたっけ——、今回4%の人たちは保険料が上がっていますよね。ほかの方たちは下がりましたというふうなお話でしたけども、これはやっぱり一律やっぱり皆さん下げていただきたいというのが一つありますし、できれば長い期間、皆さんに負担を負わせないでいいような状況にしたい。特に今インフレ状態になっています。物価は上がっているけど、やっぱり収入というのは、特に高齢者の方々というのはなかなか増える、増になるような原因というのはなかなか見当たらないと思う。そうするとやはり負担は必ず増えるということですから、やはりこの負担を減らすということを考えていただきたいと思います。

なので、今回ぜひちょっと状況を見ていただいて、次の計画に、今回計画の委託料であったりとか、様々な事業、この間、市長も施策方針で言われていましたけども、給付の適切な部分も考えていかなきゃいけないということでしたから、その辺りをやっぱり真剣に調査研究していただいて、長い期間、負担量がそんなにかからないような状況のものにできるように今年度やっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、324ページの地域支援事業になるんですかね、ケアプラン点検等の委託事業というのがございますが、これは具体的にどのような事業になるんでしょうか。

○介護保険課長

ケアプラン点検は事業計画に上げております給付の適正化の主要3事業のうちの一つで、主な事業内容といたしましてはケアプラン等のチェック及び研修会を実施してケアプラン等の適正化や介護支援専門員の資質向上を図るものでございます。また、給付や認定などのデータ収集分析を通じて、介護支援専門員から地域包括支援センター、介護サービス事業所に至るまで、自立支援に資するケアプラン等作成能力の向上を図り、さらに増加傾向にある福祉用具や住宅改修の給付申請の審査についてもリハビリ専門職によるチェックを行っております。これらの取組を外部委託し、民間事業者のノウハウを生かしながら、介護給付費の適正化を推進していくものでございます。

○兼本委員

先ほど課長のほうから予算の内容の説明を頂いたときに、保険給付費の中の介護サービス等

の諸費であるとか、減額になっているところがございますでしょう、総合相談事業費の部分とかあるのは、今年度から行われる重層的支援のために、今まで特別会計だった分の予算が一般会計のほうにということですよ。そうすると、今度、重層的支援ってなったときに、今までのサービスと重層的支援を行うというときのサービスといたら、どういったメリットが出てくるんでしょうか。

○高齢者支援課長

今回、重層的整備事業の地域支援事業の関係が一般会計のほうにいくんですけど、中身の事業の内容については変わりはありません。あくまでも特別会計から一般会計へ予算の移行があっただけであって、ほとんど事業はそのまま継続して行うようにしております。

○兼本委員

そうすると重層的の利点というのは何なんですか。

○高齢者支援課長

今回につきましては、あくまでも介護の特別会計の分を一般会計へということで、ほかの障がいとの関係とか、こどもの関係とかもそれぞれあります。重層的支援体制の分は変わりませんので、あくまでも介護特会で組んでいた分の予算が移行しただけです。

○委員長

今までとどう変わるんですかという質問ですが。

○高齢者支援課長

すみません。一般会計のほうで特別交付金等を組みますので、こども、社会障がいとか、高齢者の関係につきましては、そこを一体的にまずはその辺の体制整備も含めた中で充実させてやっていくところになっております。

○兼本委員

課長が答弁された「充実した」というのは、どういうふうに充実するのかというのを今聞きたいんですよ。

○高齢者支援課長

現在、試行のところで、社会・障がい、こどもと高齢者の部分で今やっております。その部分が今度7年度4月から本格実施ということで、今やっております。その部分で、今までは縦割りだったのが、基本はその縦割りをなるべくなくして、横のつながりを重視した中での取組になっていきます。今、6年度も試行ということで実際に取り組んでおりますので、それが7年度から本格実施で延長されるということになっていきます。

○委員長

兼本委員、すみません、報告事項の2番目で重層的支援体制整備事業のことは詳しく説明させて――。（発言する者あり）

○兼本委員

今、試行的にやってあるということですよ。特別会計の予算を一般会計に持って行くというものと、その重層的支援との関係というところが、どのように関連してくるんですか。今までと同じことであれば、今までどおりでいいわけでしょう。そうじゃないから一般会計に持って行くわけでしょう。何かしらそちらのほうで重層的支援に関してもメリットがあるわけだからしたのかなというふうに思っているわけですよ。今までと変わりがなければ、そのままでいいんじゃないかなと思うわけですよ。その辺りをちょっと説明していただけますか。

○高齢者支援課長

国のほうの予算会計上の取扱いで、7年度からの重層的支援体制整備事業交付金ということで、従来、各分野の事業ごとに交付されていた補助金等を一括して、交付支援は一体的に事業を進めるという形になりますので、その関係で一般会計のほうに移したものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、兼本さんと大体同じなんですけど、給付額が減った理由としては、確認なんですけど、通所サービスが減ったからということではよろしかったでしょうか。

○介護保険課長

居宅サービス、介護サービス等諸費の給付額においては、主に通所リハビリテーションと、短期入所生活介護、これはショートステイになるんですけども、ショートステイと、施設介護サービスの、大体、老人保健施設等の減額によるもの、見込みが減になったというところになります。

○藤堂委員

兼本さんも言われていましたけど、その要因の分析としては、どの程度まで今やられているのでしょうか。それは全国的なものなのか、本市として特異的なものなのか、そういった点で。されていないなら、されていないで、全然大丈夫なんですけど。

○介護保険課長

すみません、その分析については予算組みというところで、市の給付状況というところの確認はしておりますけども、全国的なところと比較しているというものでは、すみません、ございません。

○藤堂委員

前提として、給付が下がってくれば、負担が減るので、できるだけ元気な状態を保っていたくというのは、皆さんにとってハッピーなことだと思ってまして、どこまで要因の分析ができるかというのは、すみません、私のほうでは把握できませんけれども、できる限りの分析をしていただくことで、課は越えるかもしれないんですけど、今後打つ施策というのが変わってくるんじゃないかと。効果がある施策とそうでない施策、効果がありそうな施策と。そういうブラッシュアップが図られて、より高い公金の使われ方になるんじゃないかなと思ってます。なので、兼本さんと同じ意見なんですけど、給付額が下がった要因というのをより解像度を高くしていけば、打つ施策が変わってくると思いますので、そこはもしできるところまで分析していただければと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上です。先ほど委員からの質問の中で基金のことについても質疑がありました。そこで、私の今から質問にも関わってきますので、最初に、介護保険給付費等準備基金の残高推移について資料要求をしたいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま、川上委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○介護保険課長

大丈夫です。できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 31

再開 10:31

委員会を再開いたします。

資料のほうはサイドブックのほうに掲載されております。御覧ください。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料ありがとうございました。説明をお願いしていいですか。

○介護保険課長

では、お手元の資料、介護給付費と準備基金の残高推移を御覧ください。初めにグラフの説明をいたします。右のほうに各グラフの説明を記載しておりますように、緑色、青色の棒グラフと赤色の折れ線グラフでお示ししております。棒グラフは基金の年度末残高で、緑色は介護保険事業計画の年度末残高、青色は年度末残高の実績額と見込額でございます。折れ線グラフは、保険給付費及び地域支援事業費の実績額と見込額でございます。

下の表を御覧ください。介護保険給付費等準備基金につきましては、令和7年度は5866万8千円を取り崩し、運用積立てと利子積立ての計911万3千円を合わせて、年度末の基金残高見込みは10億2988万6千円となっております。

○川上委員

この資料で出発は第6期の平成29年度となっておりますよね。それより以前はどうなっていますか。

○介護保険課長

基金積立ての推移ということで、すみません、手元にある資料といたしまして、平成27年度が2億4592万円、28年度が3億2330万6千円。平成27、28年度は、今、答弁したとおりでございます。

○川上委員

この基金の設立はいつか分かりますか。

○介護保険課長

すみません、今、ちょっと手元に資料がなくて、申し訳ありません。

○川上委員

これは、もともと基金設立前は基金はなかったわけですがけれども、ゼロからスタートして、この青色のように伸びてきているわけですね。それは3か年計画の中でためておいて、1年度、2年度、3年度で着地点を求めていくというようなやり方に基金をつくったときになったんでしょうけど、違和感があるわけですね。つまり、この基金がない時期もあって、介護保険事業はやっていた時期があるわけですね。この基金を創設してからは残高がこのように伸びてきているわけですがけれども、この基金の原資というのは何ですか。

○介護保険課長

第1号被保険者の保険料になります。

○川上委員

高齢の方の保険料ということになりますね。

それで、こういう6年度から第9期に入るときに7億円程度取崩しを行って、そして介護保険料の引下げを全体としてやるということにはなったんですけども、現実問題として、その引き下げた介護保険料が福岡県で自治体としての実施者としては一番高いということだったと思うけど、それは間違いないですか。

○介護保険課長

そのとおりでございます。

○川上委員

全国的にはよく分からないということだったんですけども、今の段階で分かりますか。

○介護保険課長

全国順位で申しますと８３位となっております。

○川上委員

全国の保険者となっている自治体がどれぐらいか分からないでしょう。その数字の中には広域連合も入っているんですか。

○介護保険課長

広域連合が入ったところでございます。

○川上委員

そうすると、いくつかの保険者数のうち８８位と言われたのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 １０：３９

再開 １０：４２

委員会を再開いたします。

○川上委員

資料がないということでしょうけども相当高いと。７億円取り崩しても、４４位から８８位にまでには下がったけども、そういう位置にあるということなんですね。

それで、この資料を見ますと、令和６年度末は１０億８千万円弱です。想定値、見込み値は８億５６００万円程度なので、何億円の違いになりますか。

○介護保険課長

約２億円の差となります。

○川上委員

予算を調整する当たり、この基金については、この高過ぎる介護保険料をどうするかに当たっては考えたところと思うんですよね。それを念頭に置きながらこの資料を見ますと、令和７年度末では、当初の９期計画における当初の目標値というか見込み値は幾つになっているんですか。

○介護保険課長

６億１５６６万３千円の予定でございます。

○川上委員

これが第９期計画の２年度の年度末残高の見込み値だったんですね。実際の令和７年度末見込みは幾らですか。

○介護保険課長

令和７年度の当初の予算上の年度末残高としましては、１０億２９８８万６千円でございます。

○川上委員

ということは、この差額は幾らですか。

○介護保険課長

約４億１千万円でございます。

○川上委員

これは、９期計画は３か年で来ておりますので、期末、令和８年度末の見込みを立てていると思いますけど、見込み値は幾らですか、９期末の。

○介護保険課長

９期の計画では７億円を取り崩しますもので、残額としては３億円ということで見込んでおりました。

○川上委員

9 期末で 3 億円程度という見込みなんですけど、現状このままいけば、基金残高はどういうふうになると思われますか、9 期末で。

○介護保険課長

7 年度、8 年度というところで、決算というところを迎えておりませんので、実際にどのような年度末の残高になるというところは、今のところ不明ではありますが、ただ、計画の残りの 3 億円と比べてみますと、やはり余分に積み上がることはなるかと思います。

○川上委員

そうしますと、先ほどから私以前に質疑があってございましたけれども、原資としては高齢の方の介護保険料しかないわけですから、7 億円取り崩して引き下げようとしていたのに、引き下げ切れないと。むしろ令和 6 年度については逆に 8 千万円程度伸びているという状況なわけですね。そこで、予算編成の考え方なんですけれども、理念としては、必要な方が必要なサービスを確実に受けられる体制をつくり、運営していくというための予算ということになると思うんですけど、先ほど課長が説明された 9 期計画の 2 年目の予算でしょう。その点からいえば、先ほど紹介していただいたような基金残高が——。ということは、これは過去最高水準なんですよね、10 億 8 千万円、何年か前まではゼロだったものが。高齢者の保険料によって 10 億 8 千万円積み上がってしまったという局面でしょう。この局面で、介護保険料を 3 か年計画で来ているとはいえ、このままでよいのかと。介護保険料の考え方について見直して、なおかつ計画どおりにしたのか、そここのところを検討していないのか伺います。

○介護保険課長

保険料につきましては、3 年間、中期的に安定した財源確保を可能にするという観点から、介護保険上、おおむね 3 年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないというのが介護保険法として規定されているところでございます。確かにこの基金の残高としては令和 5 年度の決算という形では積立てという形にはなりまして、今後も計画どおりの基金運用という形にはなっていない現状はございますけれども、介護保険法のおおむね 3 年を通じてというところの原則に従いまして、この基金の積立額につきましては、次期の 10 期の計画できちんと精査をさせていただいて、どのように保険料に反映させるかというところで、高齢対のほうでも議論をさせていただいて、決定していきたいと考えております。

○川上委員

基金残高については紹介のあったとおりですけれども、予算書の 310 ページに、介護保険料、第 1 号被保険者保険料が計上されておりますけれども、紹介がありましたが、前年と比べて、介護保険料の増が 4848 万 1 千円ということになっていますよね。これを予算書に書いて初めてこれが出たわけではないわけでしょう。原案をつくり、検討を繰り返して行って、最終的にこの予算計上になっているはずなんですけど、この介護保険料が 4848 万 1 千円増になることについて、どういうふうに考えましたか。

○介護保険課長

今回のこの介護保険料の増となる主な要因としましては、現年度の特別徴収及び普通徴収において、標準段階とする第 5 段階より上の第 7 段階以上の人数が増加して調定額が増えること。そして、普通徴収の目標収納率が令和 6 年度 93.62% から令和 7 年度 94.76% と 1.14% 増加したことによる収入増の見込みとしております。そのため、ここは段階が上がったとか、徴収率の増というのは、職員がそれだけ頑張ったというか、収納率が上がったところになりますので、予算編成としましては、そのままの額で計上をさせていただいているところでございます。

○川上委員

介護保険料の徴収について先に言うと、基本的に年金、有無を言わず天引きですから、大半については。徴収の努力をしたと言われる部分については、本当に年金も少なくて、それ

以外の収入がある方があるかもしれませんが、それは別になるわけですから、厳しいところから保険料を納めていただくという状況の中で、プラス４８４８万１千円となっているんですけど、もう一つ先に言われた、納付していただく方が増えましたという関係、これは急に分かったことではないでしょう。９期計画を立てるときから分かっていることではないんですか。

○介護保険課長

この段階につきましては、前年の収入によって段階が決まりますので、計画の段階というところでは、この方がどのぐらいの段階になるかというところがはっきりするものではございません。

○川上委員

それは全体として対象年齢に達する方々が増えるということは分かっていたわけですから、段階も改めましたから、料率の。その辺のことはあると思うけど、人数が増えて、その分についての増収は起こり得ることは織り込み済みではないかと私は思うわけですよ。その点からいえば、１０億円にもなって、７億円と言ったやつがどんどん上がって１０億円まで積み上がって、「いよいよこれは」ということで、７億円取り崩すと、介護保険料を下げてということになったんだけど、下げ方が足りなかったのではないかと、介護保険料の設定の。ということが検討されてないのかと、しなかったのかということをちょっと聞いたわけですが、今回予算編成に当たり。

○介護保険課長

予算編成におきましては、介護保険料というのが計画で決められた基準額がございますので、それによって編成するところでございます。ただし、基金の積立ての状況というところを鑑みますと、計画で出して、算出しておりました介護保険料が適正だったかどうかというところは常に振り返ってというか、きちんと確認をしているところでございます。今の時点で、介護保険料というところを変えるものではございませんが、そういった現状と計画の違いというところをきちんと、どうして乖離しているかというところを把握して、第１０期の計画につなげていきたいと考えております。

○川上委員

この予算編成は去年の夏あたりから準備に入っていきますよね。この時期が高齢者にとってどういう時期であったかを考えてみたことがあるでしょう。９月議会では生活応援クーポン券を市が——、高齢の方もそれは５千円分だけは助かったよねと。電気代には使えなかったけどという声もありましたけど、そういう努力を国や市としてもやる状況の中で、先ほど言ったような基金の状況・動向は皆さんのところは分かっていたはずですよ。にもかかわらず、漫然と９期計画の１年目という意味合いがあったか分かんないけど、縛りがあったか分かんないけども、漫然とこの介護保険料を同じ税率で、料率で迎えようとしたことについて、納得がいかないところがあるわけです。

今、歳入についてお尋ねをしましたけど、歳出についてね、お伺いしたいと思うんですけど、これは必要な方が——。

○委員長

川上委員、一旦休憩を取ろうかと思います。暫時休憩をいたします。

休憩 １０：５８

再開 １１：０８

○委員長

委員会を再開いたします。先ほど保留になった分を言っていただいていいですか。

○介護保険課長

全部で１５７３の自治体のうちで８３位となっております。

○川上委員

それは広域連合を除いてということですか。

○介護保険課長

広域連合を含んでおります。

○川上委員

1573事業体の中で上位から83位という介護保険料の高さということですね。分かりました。

次は歳出について関わると思います。必要な方が必要なサービスを受けるという視点からなんですけれども、先ほどもありましたけど、ケアプランの作成、ケアプランに関する点検の委託料があるんですけれども、これはどこに委託していますか。

○介護保険課長

くまもと健康支援研究所でございます。

○川上委員

プラン点検等の「等」という中には何が入っていますか。

○介護保険課長

例えば、居宅介護支援事業者等への研修だとか、医師会とか歯科医師会等にも研修をお願いしているところでございます。

○川上委員

そうすると、この会社は、日常的に事業所への指導を行いながら、研修を受け持ちながら、事業所が出すわけではないでしょうけど、ケアプランの点検もしているということですか。

○介護保険課長

事前にケアプランをチェックする事業者のほうを選定いたしまして、そこからケアプランを出していただいて、そのケアプランをこの委託業者のほうに見ていただいてという流れになります。

○川上委員

私が気になるのは、市の仕様書、意図を受けて、業務委託を受けるでしょう。そして、事業者に対して、その意図の基に研修を行う。そして、その同一体が、委託業者が、出てきたケアプランを点検するという仕組みになっているわけですね。そうすると、公平な、公正な点検ができるんだろうかという気がしないでもないわけですよ。そのところに矛盾はないのかな。

○介護保険課長

ケアプランチェックと研修等が同じ事業者になるということについて、その公平性を欠くものではないと考えております。ケアプランチェックを通して、そこでいろいろな気づきだとか、委託業者だとか、うちの市のほうで気づいたこととか、「こうしていったほうがいいよ」とかというようないろいろな提案も含めて、研修ということをお願いをしておりますので、そこがチェックと同一の業者になるからというところの問題点はないかと考えております。

○川上委員

それはまた別の機会に詳しくと思いますけど。

この委託が第9期は令和8年度が最終年でしょう。債務負担行為は翌年度の9年度までということになっていますね。だから、10期の初年度までということになるんだけど、このことについては何か不都合が生じないですか。

○介護保険課長

このケアプランチェックにつきましては適正化事業ということで継続的に行うというのが重要だと考えておりますので、特に計画年度と合わせてというところにはなっておりませんが、そこは問題ないかと考えております。

○川上委員

次に、認定審査会の活動の状況、予算と関連がありますので、お尋ねします。

○介護保険課長

認定審査会につきましては、それぞれ合議体をつくりまして、その中で毎回審査をさせていただいているところでございます。

○川上委員

介護の適正化、必要な方が必要なサービスを受けるという意味での適正化という、適正な言葉遣いであれば納得感はあるんですけども、それが認定を軽度化するという遠い流れの中で、この方向性が追求されていないかという心配があるわけです、もともと。

私は年末から年始にかけて、「要介護の比較的重い方が要支援になってしまった。もう死ねということでしょうか」というLINEとか幾つかあったんですね。実は、介護保険の広域連合のほうの方からも相談がありました。それで、異議申立てという選択肢ももちろんあったんだけど、区分変更申請を行ってみましょうというお話をしたことがあって、そうすると元には戻らないんだけど、要介護に戻れたとかいうようなことがあるんですね。

調べてみると、医師の意見書などを見ても、「引き続き、何何が必要です」、「デイサービスの何かが必要です」とか書いてあるのもあるわけですね。どうしてこういうことが起きるのか、心当たりがありますか。

○介護保険課長

その審査判定につきましては、いろいろな個々の状況がございますので、なかなかこういうことだと申し上げるのは難しいんですが、よくあるのが、例えば、前回の介護認定のときはたまたま骨折をしていらっしやって、それがいろいろな介護保険サービスを使ったりとか、リハビリをする中で改善に向かってよくなられたケースもありますし、認定調査の中で、立会いの方だったり、ご本人さんが自分の実際に介護の状況とかいうのをうまく伝えられなくて、変更申請等によって、「そのときはきちんと説明をしてください」という、うちのほうからお願いをしますので、その中で状況をうまく伝えられて介護度が変わるということもございます。

認定の適正化というところはございますけども、それは、例えば、市の中でその方の介護度を出すときに差があってはいけないというか、例えば、要介護2ということであれば、飯塚市の中で要介護2の方の状態像はこんなものだよってところがやっぱりぶれないようにするというような、認定の適正化というのは取り組んでおりますが、決して軽度化しなさいというような下で審査会というのは行っておりません。

審査会では、認定調査の結果と主治医の先生の意見書を基に個々に判断してまいりますので、その軽度化を逆にしようと思っても、1次判定というのが認定調査の結果のコンピューター診断で出しますので、簡単にそういうふうに軽度化しようという意図を持ってできるものではございませんので、そのところはご理解を頂きたいと思います。

○川上委員

新年度予算規模は概算で154億円でしょう。このうち、高齢者の納付による介護保険料は29億円になっているんですけど、ほかに国庫支出金25億円、支払基金交付金が38億円、県支出金が20億円ありますね。これのそれぞれの内訳があるんだけど、その算定の基礎に介護度の状態がこのように自立に向かって軽度化しましたということがポイント化されて、交付金などの算定基礎に影響を与えるようなことはないのか。そういうことはないんですか。

○介護保険課長

保険者機能強化交付金ということで、いろいろな自治体が行っているものに対して、交付金が出るようになってはおりますが、そのところが、すみません、介護度が軽度化したからといって、それが交付金の中で該当するかというのを、すみません、今資料を持ち合わせておりませんで、分かりません。

○川上委員

それらが自立に向かって一歩進みましたということになったとするでしょう。それがポイント化されて、先ほど紹介したような交付金等の中の算定基礎に影響を与えることがないのかという質問です。

○介護保険課長

その軽度化によって算定基礎が変わるということはありません。

いろいろな国からの補助金とかいうところと言いますと、国庫支出金とか、支払基金交付金とか、県支出金等につきましては、負担割合というのが財源負担割合で決められたところで歳入となっていますので、その影響はないかと考えております。

○川上委員

認定審査会の判定結果については、それをチェックする場所というのはいないでしょう。

○介護保険課長

そのチェックをするというところはありません。もし認定に不服があれば、県の審査会のほうに不服申立てをしていただくようになります。

○川上委員

要介護4でその人生を生きておられる方が「介護1ですよ」と。実感として、「自立に向かってここまでいろいろしていただいたので、頑張ったので、来ました」というのとは全くかけ離れた形で、4から1になったとすれば、先ほど言ったような思いに駆られる方もあるわけです。そういった点でいえば、異議があるんだったら申し立ててくださいということだけでよいのかなという気はしないでもないんですよ。そのショックはかなり大きかったのです。

それから、前回の福祉文教委員会で虐待防止に関わって認知症関連ということで、グループホームの整備状況をお尋ねしましたが、改めて計画を伺います。

○介護保険課長

今回の9期計画といたしまして、認知症対応型共同生活介護事業所のない飯塚地区に優先してグループホームを2ユニット、定員18名ということで、整備の計画をしているところでございます。

○川上委員

スケジュールをお尋ねします。

○介護保険課長

令和7年度4月に募集を行いまして、業者の選定が、大体、秋頃の予定でございます。そして、8年度末までにグループホームの新規指定をする予定としております。

○川上委員

もう8期計画中の令和6年度の段階から、飯塚地区に整備しようという議論があって、9期計画って決まっていますよね。それなのに、9期計画の初年度に動きを作れなかったのはどういう事情ですか。

○介護保険課長

今回のグループホームの整備ではありますが、地域交流拠点併設するところを計画に上げておりまして、地域交流拠点の併設が、今回、飯塚市では初めての事業になります。先進地である大牟田市を見に行ったりとか、地域交流拠点としてどういうものが必要かということ、現在、高齢者支援課と協議しておるところでございますので、その準備期間というところで、公募してしまって、仕様書を決めた後というのではその準備するのは遅いので、今の段階で十分に協議してというところで時間を取らせていただいたところでございます。

○川上委員

別の利用を心配するわけですよね。

それで、今おっしゃった令和6年度について、具体的にどういうことをしたのか、説明してもらえますか。

○介護保険課長

実際には、大牟田市のグループホームを見せていただきまして、今度、今月に選考委員会ということで開催しまして、そこでいろいろな市の仕様書だとか公募要領とかを決定するようにしております。

○川上委員

計画では先ほど紹介していただいたようなスケジュールが書き込んであるんですか。

○介護保険課長

計画では8年度にグループホームを整備しますというところの記載しかございません。

○川上委員

グループホームだけではないんですけど、介護に関わる施設を準備しますよと言って様々な申請手続きをしておきながら、現在はメガソーラーになっている明星寺北谷とかね。それから、6年も前に相談に来て、その後、音沙汰なく、用地造成工事を始めているけども、一般質問で取り上げたような中尾建設の動きとか、高齢者介護に係る施設を口に出して、実際はそれとは違うようなことを展開しているような状況が幾つかありましたので、そういったことと関係があるのかなと心配したわけです。そういったことはないんですか。

○介護保険課長

そういったところと関係があるものではございません。

○川上委員

次に、先ほど減額となっているもののうち、介護訪問型サービスについて、指摘が兼本委員のほうからありましたけど、この事情を詳しくお尋ねしたいと思います。

○介護保険課長

先ほど兼本委員の質問のところでは、介護サービス等諸費についてお尋ねがあったかと思うますので、今、質問委員のおっしゃったところで言いますと、地域支援事業費のところサービス事業費の訪問型予防サービス事業費と介護予防ケアマネジメント事業費が減になっているところでございます。

○川上委員

予算書の324ページに関わるのところ、この減額について、教えてください。

○介護保険課長

この部分につきましては、介護予防事業のケアプランの作成手数料の減によるものでございます。

○川上委員

それはなぜ減るんですか。

○介護保険課長

このところは利用者が減というところで減になっております。

○川上委員

その利用者の減は何を根拠に求めているんですか。

○介護保険課長

予算編成のときに給付実績ということで見ておりますので、その実績が実際に減になっていたからというところの見込みで出しております。

○川上委員

その減というのは令和6年度の実績が減という意味でしょう。

○介護保険課長

6年度4月からの実績を基に算定をしております。

○川上委員

減の要因が新年度も継続するかどうかというところがあるかなと思うわけです。要因は何だ

とお考えなんですか。

○介護保険課長

こちらは総合事業の取組の方でございまして、総合事業の申込みというのが減っております、どちらかというと、介護の認定のほうに、総合事業というのは介護の認定を受けなくて、チェックシートによって事業を受けられるというものでございますので、こちらが認定のほうに流れている可能性があるかと思います。

○川上委員

よく分からないということなんですかね、今のところ。分からないということで。

次に、債務負担行為の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援委託料、期間は令和8年度ということなんですけど、これは、10期計画の支援を受けるということですか。

○介護保険課長

こちらは10期計画の策定支援の委託料になります。今回、こちらを7年度、8年度ということで、債務負担行為で8年度に上げておりますけれども、7年度に高齢者の実態調査も含めましたところで、実際の計画で作成するのが8年度ということで、引き続きの業務ということで予算を上げているところでございます。

○川上委員

10期の介護保険の計画は、大事なことをいろいろ決めていくんだけど、結論部分においては、出口においては、介護保険料をどうするかというのが必ず出てきます。既にこの策定支援を受けながら準備段階に入っているということなんだけど、そういうことはあると思いますが、これは指摘になるのかと思いますけど、質問の冒頭で申し上げた介護の基金の現状、見直し、それから、本市の高齢者の皆さんの暮らしの実態との関係でこの負担感を考えた場合に、ためるだけためておいて、10期以降に還元というか、「返せばいいでしょう」という姿ではなくて、これだけ取り過ぎている、集め過ぎているというのはあるわけですから、この新年度からでも適切な形で取り過ぎた分を返していくというのを考えてもらいたいというふうに思います。このことについては、武井市長のほうで何かお考えがあれば、お尋ねしておきたいと思います。

○介護保険課長

先ほど申し上げましたとおり、介護保険法で3年を周期にということの中での動きになりますので、途中で介護保険料を変えるというところは考えておりません。

○川上委員

武井市長は今の物価高騰が、いつまで、どこまで行くのか予想がつかないでしょう。米5キロが4千円というこの暮らしを圧迫するボリューム感というのが分かりにくいでしょう。大変なんです。クーポン券を5千円、頂いたんですけど、税金を返してもらったという形なんですけど、それが学校給食費分だったり、それが米5キロ分だったりの感覚なんです。もうありません。98%使っているわけですから。

そうした点でいえば、お金がないとかいうことはないですよというのをずっと言っていますけれども、介護保険料をいち早く——、これだけどこからか湧いてきたお金がこれだけたまったわけじゃないでしょう。市民の中でも最も苦しんでおられると思われる年金生活者、それ以外もあるわけですけども、その方々に全国最高レベル、上位の高い介護保険料を押しつけて、そして積み上がっているわけですから、ここを着目して介護保険料を引き下げることができれば——、なかなか年金は上がらないじゃないですか、ミサイルばかり買って、国が。そういう状況の中でも、介護保険料を下げることによって、少しでも高齢者を応援、激励するということはできるはずなんですよ。これはぜひ、介護保険法との関係で縛りがあるわけではないので、条例改正すればできるはずなので、検討してもらいたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

312ページの財産収入の件でお伺いしたいんですが、この財産収入というのは利息配当金と基金運用収入とありますが、預金利息とか、配当とか、株式とか、何か様々あると思うんですけど、どのような運用をされてあるんでしょうか。

○介護保険課長

こちらは基金の利子と運用収入になっております。ここの部分は先ほどの残高推移の表にあります、積立て運用等の金額と一致するところになります。

○兼本委員

運用収入ということは、何かしらで運用しているってことでしょうか。それは預金なのか、預金以外でも何かあるのかということを知っているんですが。

○介護保険課長

ここの基金の運用については財政課のほうにお任せをしているところになります。国債等が主なものになるかと思えます。

○兼本委員

福津市とか、宗像市とか、今回、物価上昇と金利の上昇によって長期国債とかで含み損を生じたりとか、いろいろ今、基金運用に様々な問題があっているじゃないですか。これは今私たちこの特別会計に関してなんで、この部分でお伺いいたしますけども、飯塚市はどのような、今後の見通しで、運用によって問題が生じるってことはないんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:43

再開 11:46

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

先ほどの基金につきましては、特別会計だけの運用ということではなく、市全体の基金で財政課のほうで運用いただいているところでございます。そして、その基金の残高によって案分して、運用収入というところで特別会計に入れているものでございます。

○兼本委員

いや、例えば、株式とかをもし運用してた場合に、株式購入時点での価格と売却する時点での価格とかというので、元本自体が減ってくるおそれってあるじゃないですか。先ほどからやっぱりこの基金という大切な、今後の大切な基金ですから、そういったことが起こり得ることはあってはならないことだと思うので、その確認で今質問させてもらったんですけども、この10億円というのは、基本、影響はないということで認識してよろしいですか。

○介護保険課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第5号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算」に反対の立場で討論いたします。現在、介護保険料1号を納付している高齢の皆さんの暮らしの実態は、物価高騰や医療費の負担増などにより、生活が深刻な事態に陥っています。こうした中で、政府は8月から高額療養費の自己限度額の引上げを図ろうとし、その先には東日本の復興に関わる税収を軍事費

に回すだけでは足りず、新たに防衛増税という名によって、大軍拡、大増税を進めようと、その負担は全体として高齢者福祉を初めとする社会保障に回そうと、押しつけようとしています。

本市は、こういう状況の中にあって、必要な方が必要なサービスが受けられるよう介護保険事業を守り抜く。そして同時に、高齢の皆さんの負担を可能な限り軽減するというのが今までにも増して求められているときだと思います。にもかかわらず、現状において、介護の基金に着目しただけでも高過ぎる介護保険料が、このように取崩し目標を大幅に9期の初年度においては2億円オーバー、新年度末においては、9期計画の2年度においては4億円オーバーと。9期末の令和8年度末にはどこまで行くか分からないという状況を見たにもかかわらず、介護保険料の見直しをやろうともせず、全国83位という重い負担を押しつけ続けようとしていることについて納得がいきません。

また、そういう高い介護保険料を飯塚市民に押しつけられながら、必要なサービスをきちんと受けることができているかについては個々に疑問の事例が生じております。この際、その是正も求めておきたいと思います。

以上で反対討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:52

再開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第31号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」、以上2件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸保健課長

「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書20ページをお願いいたします。飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正し、新たな附属機関として、飯塚市初期救急医療運営審議会を設置するものでございます。

新旧対照表にて説明いたします。議案書21ページをお願いいたします。令和6年4月施行の医師の働き方改革に伴い、飯塚医療圏の拠点病院である飯塚病院の小児科では、本来的な役割である2次救急への集約が進められたことで、小児科の初期救急医療に対応できる医療機関が飯塚急患センターのみとなると、同センターではこれまで飯塚病院を受診されていた小児患者を受け入れることは物理的に困難なことから、同年4月より小児科の初期救急医療を飯塚市立病院に機能移転しました。

機能移転であるため、急患センターと同様に小児科の初期救急医療について調査審議する機関が必要であります。が、「飯塚急患センター条例」第9条に規定する飯塚急患センター運営協議会において、飯塚市立病院小児科休日・夜間診療について調査審議することは条例規定上適切ではないことから同条例に規定する急患センター運営協議会に係る規定を削除するとともに、新たに「飯塚市附属機関の設置に関する条例」に定める附属機関を設けることで、初期救急医療の運営等に関して専門家の意見を伺う機会を設けるもので、「飯塚市附属機関の設置に関す

る条例」の別表において、附属機関として飯塚市初期救急医療運営審議会を加えるものでございます。同審議会の所掌事務といたしましては、初期救急医療の運営等に関して調査審議としております。

22ページをお願いいたします。施行日は令和7年4月1日からとしておりまして、併せて附則第2項において、「飯塚急患センター条例」第9条に規定する協議会を廃止し、同条例第10条を第9条に繰り上げております。

続きまして、「議案第31号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書87ページをお願いいたします。飯塚急患センター条例の一部を改正し、飯塚急患センターの診療科目を変更するものでございます。

新旧対照表にて説明いたします。議案書88ページをお願いいたします。4月より機能移転したことで、急患センターの小児科は休診としておりました。飯塚市立病院で実施しております小児科休日・夜間診療につきましては、診療開始以降、飯塚医師会をはじめとする関係機関の協力により診療業務が順調に行われており、また、小児科の初期救急医療について調査審議する機関についても整理できましたことから、「飯塚急患センター条例」第3条において、診療科目の内科及び小児科から、小児科を削除するものでございます。

施行日は、令和7年4月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、「議案第21号」及び「議案31号」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

「議案第21号」の初期救急医療というのは、夜間の小児科——、この初期救急医療というのは具体的にどういったことなんですか。

○健幸保健課長

救急医療につきましては3段階ございまして、初期、「1次」とも言います。続いて、2次、3次とございます。初期といいますのは、簡単に言いますと、自分で医療機関に行ってご自宅等に戻って来れる方、いわゆる軽症の方ということになります。2次といいますと救急搬送等の入院が必要な方になりまして、3次となりますと重篤者というような区別の対応になります。

○兼本委員

そうすると、そのうちの初期に関して、通院でいいですよというところが、飯塚病院が診なくなつたということなんですか。

○健幸保健課長

実際に病院に行かれて、患者さんの状態とかを診て、診療することもありますけれども、基本的には、病院に自分で来れる軽度の方に対しての診療はできませんという体制になっております。

○兼本委員

それというのは、通常、最初、私たちが病院に行くときって診療所のほうに行きますよね。そこで診てもらえなかったら、2次医療という形に変わる。その分の1次という形で理解してよろしいんですか。

○健幸保健課長

そのとおりでございまして、通常、診療所というのは、朝は9時から夕方5時までとかなりますので、それ以外の時間帯であったり、休日であったりという部分で対応するようにしております。

○兼本委員

時間外に関しての働き方改革で、飯塚病院さんのほうがやらなくなつたと。それを、今度、市立病院のほうでということではよろしいですか。

○健幸保健課長

この分につきましては、今年度4月から実際に実施しているところでございます。

○兼本委員

そう思ったんです。条例がその後に出てきたというは大丈夫なんですか。結局、先ほどの説明では、今ある条例ではこの運営に関することに関しては適用できないので新たに作るということでしたでしょう。今まではそういったできないところの分でやっていたという形になるとかいうことはないんですか。

○健幸保健課長

委員が疑問に思われるところはごもっともなところはございまして、そちらに関しましては、後段にはなりますけれども、現在、休診という扱いにさせていただいております。その中でご審議いただいたというようなことがございますけれども、改めて、今回、整理をさせていただいているところです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今の兼本委員の質問とも関連してですけど、今年度4月から実際に閉められていて、それに条例を合わせていくみたいなことなのかなというふうに理解はしましたが、今、あそこのバスターミナルのところは小児科に関しては閉まっている状態かと思うんですけど、今、休日・夜間の小児科の対応というのは飯塚市立病院のみでやっているような感じということですか。

○健幸保健課長

先ほど言いました、休日・夜間の軽症の方に関しては、飯塚市立病院のみとなります。ただし、病院群輪番制というのがございまして、お休みの日に在宅当番の方が医療機関として開けていただくという制度は従前からございます。

○永末委員

確認したかったのが夜間です。夜間にやはりこどもさんって、急遽、体調が悪くなったりすることってありますので、夜間の対応に関しては飯塚市立病院小児科で対応している状況ですか。

○健幸保健課長

小児科に関しましては委員のおっしゃるとおりでございます。ただし、深夜帯につきましては、対応できる病院というのがこの医療圏内にはございませんので、「#7119」というような相談電話等を広く周知させていただいているところでございます。

○永末委員

要は何を確認したいかという、今年度4月から既に休日・夜間のほうの小児科というのは閉まっている状態、休診している状態かと思うんですけど、それで、今、市立病院の夜間の小児科の体制だけで、この飯塚の医療圏内のニーズを満たしているのかどうなのかということが気になる部分なんですけど、そこに関して、4月から休診している状態で、その辺りのこどもさんの夜間の診療サービスというのは今の体制で保たれているというか、きちんとサービスとして提供できている状況なんでしょうか。

○健幸保健課長

現状としては提供できていると認識しております。実際に、年末年始などにつきましては医師を2人に配置させていただいて、2診体制というようにもしております、受入れのほうにつきましては対応できているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

あと、「議案第21号」のほうに戻りますけども、初期救急医療の運営等に関して調査する医療運営審議会というのはどういったメンバーでされるようになるんでしょうか。

○健幸保健課長

現在の急患センター運営協議会の委員と同様の方で考えております。具体的には、委員につきましては10人、飯塚医師会から4人、それから、関係機関の代表者、嘉麻市・桂川町の主管課長及び飯塚市の職員の合計12名を急患センター運営協議会のほうから、こちらの新たな審議会のほうに、言葉が正しいかどうか分かりませんが、移っていただくことで考えております。

○兼本委員

今、永末委員のほうから質問ありましたところで、救急は午後10時まででしたか。たしか午後10時までだったんですよね。そのあとは電話相談という形になると思うんですが、実は市民の声としては、もっと遅くまで病院で診てもらえることはできないだろうかということを度々耳にすることがあるんです。多分、そういったこともこの委員会というのはいろいろ調査して、運営を行うためにどういった方法がいいのかというのを決定していく機関だと思うんですけども、例えば、そういう声とかもこの中に要望として反映するとかいったことは、今の子育て世代が持っている要望も審議の対象にしてもらおうということは、飯塚市は市の職員さんも入っていらっしゃるということでしたから、声を届けるということは可能なんじゃないでしょうか。

○健幸保健課長

市民の声として届けることは可能でございます。

なお、この市立病院の小児科休日・夜間診療を開始するに当たりまして、飯塚は急患センターが平日でありましたら2時間の診療でございました。ただ、飯塚市立病院に移るに当たって、この協議会並びに関係者、飯塚医師会の方々ともお話をする中で、実際に平日に執務していただく医師の方々というのは飯塚の医療圏内で医療従事されている方々ですので、次の日の勤務の問題もあるということから、3時間まではできるだろうというようなことで、現在の体制になっているところでございます。

○兼本委員

いろいろと大変だと思うんですけども、そういう審議の中で市民の声も聞いてもらえるということは非常に大切なことだと思いますので、分かりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

急患センターの整備にかかる費用はどれぐらいかかったか分かりますか。

○健幸保健課長

急患センターの整備にかかった費用ということでございますが、申し訳ございません、手元に資料がなく、現在の急患センターの整備にかかった費用というのはお答えできない状況でございます。

○川上委員

バスターミナルを含めた一帯の整備は事業全体でどれぐらいのお金がかかったんですか。

○健幸保健課長

建物自体が再開発で、サンメディラック飯塚というビルになりますけれども、申し訳ございません、その整備費用につきましては把握できておりません。

○川上委員

旧急患センターは西町ですか。あそこから新しいところに移転する経過はどういうことだったのでしょうか。

○健幸保健課長

西町にありました急患センターは、建物としては、急患センター、それから保健センター、そして飯塚医師会が入居しておりました検診・検査センターの3部門でございます。そちらの建物につきましては老朽化がひどくなっていたということもございまして、再開発を吉原町で行うに当たって、新たにフロアを購入して、急患センターと検診・検査センター、飯塚医師会の事務所、それから看護学校もございますけれども、入居をするということで、平成27年度に移転しております。

○川上委員

急患センターの重要性を認めるとともに、それだからこそあそこのアクセスが難しいのではないかと、どこにあるかも分からないという状況も最初はあった面もありますけど、それは少しずつ改善されていったと思いますが、急患センターを今の場所に移転して、どういう医療活動を展開しようとしていたのかを考えてみる必要があるんじゃないかと思うんですよ。そのときは小児科をあそこできちんとするという位置づけ方はどういうことだったか分かりませんか。

○健幸保健課長

小児科の単独だけの位置づけではございませんが、西町にございました急患センターについては休日の夜間に診療を行っておりました。それを吉原町のほうに移転した上で、移転してすぐではございませんけれども、平日の夜間も診療できる体制を整えて現在に至っております。

○川上委員

休診に至ったということなんですね、現在に至るという意味は。

○健幸保健課長

言葉足らずで失礼いたしました。平日の夜間も診療できる体制を整えました。その上で、小児科については、先ほど説明させていただいたところですけども、市立病院のほうに機能移転しております。

○川上委員

なぜ、今の位置に急患センターを移転したかというのは、旧のほうが老朽化したというような趣旨もあったと思うけど、まちなかであそこにいろいろな都市機能集中する、利便性を確保するというような意味合いがあったと思うんですよ。そういう状況の中で、今おっしゃった医師の働き方改革、この流れも承知しておりますけど、そういう流れがあるということと、市立病院のほうに機能移転するということとのリンクは見えにくいところがあるんですよ。そのところをもう少し説明してもらえますか。

○健幸保健課長

医師の働き方改革での勤務医の残業制限というのがございます。それに伴いまして、飯塚病院で1次救急を受け入れていた体制が医師の働き改革以降は組めないという状況の中で、小児科に関しては、2次、入院等が必要な患者さんに対しての対応に集約していくということになりました。

そうなりますと、吉原町にある急患センターだけが休日・夜間での診療を受け入れるところになるんですけども、そちらの施設だけでは待合室や駐車場等、いわゆるキャパシティと言えますか、スペースが手狭ということがあり、対応できる医療機関として飯塚市立病院にお願いし、受けていただいているところでございます。

○川上委員

市立病院でそういう機能を開始することの意義、大事さはあるだろうと思うんですけど、先ほど言ったように現在の所に移転し、都市機能を集中し、医療活動についても強化していこうという方向性からは、それ自身は矛盾があるんじゃないかと思うけど、そういうことが起こったので移転しましょうと。機能移転したほうは大事だけど、抜けたほうは当初の方針と違うこと、逆行することになりますよねということを聞いているわけです。

○健幸保健課長

委員がおっしゃられているのがコンパクトシティとしての集約化という視点でお答えいたしますと、確かにまちなかから移転をしているというところではコンパクトシティへの集約化とは違う方向にはなっておりますけれども、まずは小児科の休日・夜間での初期救急をいかに確保するかという点から機能移転をさしていただいております。

○川上委員

私が今質問しているのは、もしかしたら都市機能を集中するというデザインの下で、大型の箱物を作りますと。ここには何を植えましょうかと、仮にですよ。そうした形で安易にコンパクトとか、都市機能の集中とかいう言葉を使って、深く考えずにどうかというふうにしていたとすれば、新しい条件、例えば、医師の働き方改革という条件が出てきたときには、あっさりとそこからは撤退ということになるのかなというような受け止めをしたわけです。いずれにしても、この急患センターをそこに持って来て、地域の方々に貢献するという構想は、それ自身はもう破綻したということになるかと思うんで、そのところはよく考えておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

そこで、この急患センター条例の一部を改正する条例との関係でいうと、結局、これはこの協議会を廃止するということなんですね。

○健幸保健課長

急患センター運営協議会は廃止いたしまして、新たに初期救急医療運営審議会を設けるものでございます。

○川上委員

飯塚急患センター運営協議会というのは説明があったように12人で現在構成していますと。飯塚医師会長と副会長の理事2人でしょう。あと4人の関係者は後で聞きますけど、この関係者と嘉麻市の主管課長、桂川町の主管課長、飯塚市からは福祉部長と健幸保健課長ということで、10人なんですけど、先に2番目の関係機関からの代表者は4名だと思いますけど紹介してください。

○健幸保健課長

関係機関につきましては現在3名の方々です。お一人は嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保健監、もう一方は飯塚病院の院長、もう一方、3人目は飯塚市立病院の管理者でございます。

○川上委員

そうすると11人ということなんですか。

○健幸保健課長

12人以内という定数でございまして、現在は11人でございます。

○川上委員

この廃止の条例改正案が提案されているこの協議会は、職務はどうなっていますか。

○健幸保健課長

3点ございまして、1点目が、初期救急医療の運営の方法及び施設設備の整備等に関する事項、2点目が、初期救急医療実施に伴う各種問題点に関する事、3点目が、その他初期救急医療に関し必要と認める事項に関する事でございます。

○川上委員

急患センター全体の円滑な運営を図るためにこの協議会はあるわけですね。その協議会を廃止するということは、急患センターは存続するわけでしょう、それにもかかわらず円滑な運営を図るための協議会を廃止すると。別に衣替えするというニュアンスかもしれませんが、この急患センターの円滑な運営を図ることを協議する機関はどこになるんですか。

○健幸保健課長

新たに設けます初期救急医療運営審議会でございます。

○川上委員

分かりました。そうしたら、新たに設ける飯塚市初期救急医療運営審議会の職務はどうなるのか、お尋ねします。

○健幸保健課長

先ほど、急患センターでご答弁させていただいたところでございますが、先ほど説明しました内容のとおり、急患センターに関しましては「急患センターの」がつきますけれども、今回につきましては、急患センターではなく、初期救急医療の運営の方法及び施設設備の整備等に関する事項、初期救急医療実施に伴う各種問題点に関する事、その他初期救急医療に関し必要と認められる事項に関する事、同じ内容で、審議・調査していただくことを考えております。

○川上委員

そうすると、急患センター条例第9条で、規定の協議会の職務については新たにつくる飯塚市初期救急医療運営審議会が引き継ぐということなんですか。

○健幸保健課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、先ほど紹介のあった3点、急患診療業務の運営の方法及び施設整備の整備等に関する事項とか、急患診療業務実施に伴う各種問題点に関する事項とか、その他の事項とかというのは、急患センターの施設の問題はそのままあるでしょうけど、業務については内科しかないですね。急患センターについては施設の問題と、業務は内科についてのみ、この新しくつくろうとする審議会では所管していくという感じですか。

○健幸保健課長

施設につきましては確かに内科だけの急患センターになります。ただし、運営につきましては市立病院の小児科の休日・夜間診療につきましても調査し、審議していただく場でございます。

○川上委員

それはそのように理解しております、急患センターのほうからの接近だったので。

それで、まさかと思いますけど、このように急患センターを扱っていく方向の中には、内科そのものの縮小、医療機能の縮小、あるいは廃止とか、その場合は急患センターそのものの廃止というようなことになるかもしれませんが、まさかそういうことまで構想しているわけではないでしょうね。

○健幸保健課長

そのような構想はございません。

○川上委員

それを検討したことはないですか。検討する課題にしたことはないですか。

○健幸保健課長

検討までは行っておりませんが、初期救急医療に関して、医師自体の高齢化等も今後出てきますので、そういった部分では現在の救急体制が確保できるのかというような懸念といいますか、そういった話をしたことはございます。

○川上委員

それは、いつ、どこで、どういうメンバーで話になったんですか。

○健幸保健課長

急患センター運営協議会の中で話が合ったということで引き継いではおりますが、いつ、どこで開催した協議会であったかというようなことまでは記憶しておりません。申し訳ありません。

○川上委員

それはこの急患センターの運営協議会の正式の会議の場で行われたんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:39

再開 13:40

委員会を再開いたします。

○健幸保健課長

急患センター運営協議会の中での話としては、全国的なお話の中で、今後、医師の確保が大変になってくるというような話の中で出てきたものでございまして、急患センター自体を廃止するとか移転するとかそういった話ではなく、基本的には存続する上で、医師を今後も確保していかなければいけないというようなことを協議されたということでございます。

○川上委員

質問の最初のほうで問題提起を私自身にしたという面もありますけど、コンパクトシティとかいう名の下に様々な都市機能を集中し、医療機能もということだったけど、時の流れとともに、新しい課題として医師の働き方改革をしなければならないという流れの中で、これまでの方向性とは違うことが、まず小児科において行われ、そして、さらに働き方改革をする。高齢化とかいうことも含めていきますと、急患センターそのもの、内科そのものの存続も心配だということがよく分かりました。

それで、関連があると思うんでお尋ねするんですが、現在、救急車を呼ぶでしょう。そして、お金を払わなくてはならないという場面はどういう場面があるんですか。

○健幸保健課長

全国的な分でどちらかの都市がしたということは聞いたことがございますが、飯塚管内で救急搬送でお金を徴収するというようなことはないと記憶しております。

○川上委員

飯塚地区消防及びその他の救急車でないですか。

○委員長

川上委員、救急車のところ、急患のところはちょっと答えられないと思いますので、議案に沿って質問してください。

○健幸保健課長

救急搬送に関しましては飯塚地区消防本部が担っておりますけれども、そういった話を聞いたことはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第31号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論しておきます。

今回の改正については、現実是这样なところということ、それから、医師の働き方改革に関わるものであることを考慮して同意するものですけれども、質疑の過程で述べましたように、急患センターそのものを廃止するという議論、あるいはその流れについては同意できません。指摘をしておきたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中委員

「議案第２１号」、「議案第３１号」、賛成の立場から討論します。

今、るる審査がありましたけども、内容的にいえば、小児科の先生辺りの不足がこの原因じゃないかなと思っています。飯塚医師会と市立病院、それから済生会、飯塚病院と連携しながら、飯塚地域の医療体制を整えていただいていますけども、とにかく飯塚医師会のメンバーの先生方もご高齢になられつつあります。そういった意味を含めれば、小児科だけでなく、産婦人科の先生、いろいろな先生方がなかなか飯塚に、若い先生がおられないというのが、将来を見据えたときには大変な事態を招くんじゃないかと思います。いずれは、小児科ももう見る先生がいらない、産婦人科もいなくなるとなると、飯塚で住みたいなという一つの目的というか、条件がなくなりますんで、十分に新しい審議会のほうで、十分要望を飯塚病院なり市立病院の先生なりそういったところで、飯塚でそういった先生が来られるような体制を長い目で見ていただいて、医療について充実していただきたいことをお願いします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第２１号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第３１号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」、以上２件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 １３：４７

再開 １３：５４

委員会を再開いたします。

次に、「議案第２６号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第２６号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の６９ページをお願いいたします。イイヅカコミュニティセンターについては、築２５年以上が経過しており空調設備等に不具合が発生していることから、令和７年５月から休館し、大規模改修工事を実施する予定としております。コミュニティセンターは、生涯学習課が所管する中央公民館と飯塚図書館、男女共同参画推進課が所管する飯塚市男女共同参画推進センター（サンクス）からなる複合施設ですが、大規模改修工事に伴い、市民の利便性や利用を促進することを目的として、一部の貸館料金等の変更や休館日の変更を行うものでございます。

次に７０ページをお願いいたします。具体的には、中央公民館につきまして、休館日を現行の毎月の第１日曜日及び第３日曜日から毎月の第３日曜日に変更して、開館日数を増加いたします。また、特別室は部屋の造りや面積が同じである学習室２０２に比べて、椅子の仕様が違うだけで料金が安く利用者が少ないことから、使用料を学習室２０２と同じ２２０円に、室名を「学習室３０６」に変更し、稼働率の改善を図ります。さらに、社会教育活動を目的とした利用者が多い男女共同参画推進課所管の軽運動室を生涯学習課に所管替えることで、手続きの簡略化を図る等、市民の利便性の向上を図ります。

次に７１ページをお願いいたします。「飯塚市公共施設等のあり方に関する第３次実施計画」

における、中央公民館の多機能化、市民活動の促進のため有効活用を図る方針及び市民交流プラザの他公共施設への移転・複合化方針に基づき、コミュニティセンター3階のサンクスホールを改修した上で、機能移転するものでございます。

最後に72ページをお願いします。男女共同参画推進センター（サンクス）につきましても、所管替えや貸館料金の変更に伴い、関係規定を整備するものでございます。

以上、他部署が所管する複数の施設の条例を変更する必要があることから、今回はコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の改正として、「飯塚市公民館条例」、「飯塚市市民交流プラザ条例」、「飯塚市男女共同参画推進センター条例」を一括して改正するために本案を提出するものでございます。

なお、ご参考までに、「議案第26号」の補足説明資料としまして、改修前後の館内図面を提出いたしておりますので確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「議案第26号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今度、市民交流プラザがコミュニティセンターの中に移って来るということですよ。それと、休館が毎月第1日曜日と第3日曜日だったのが、毎月第3日曜日のみになってくるということですよ。これが9月1日からなるということではないんですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましては、令和8年1月に改修工事が終わる予定でございますけども、その準備期間を経まして、令和8年3月1日からのコミュニティセンターオープンとなっておりますので、3月1日からの変更という形で予定しております。

○兼本委員

そうすると、73ページに書いてある令和7年9月1日からというのは料金が変わることなんですか。

○生涯学習課長

施行期日の分でございますけれども、こちらは規定が令和7年9月1日からということでございまして、附則第2項の条例整備以降の中央公民館、男女共同参画推進センターの利用とかにかかると準備行為は、半年ほど前から貸し館等の予約受付ができることになっておりますので、この条例の施行日以前よりも行うことができると、この第2項の条文が令和7年9月1日から施行するというものでございます。

○兼本委員

要は、貸し館の予約等々があるので、事前にという形ですね。分かりました。

それで、休館が月に2回あったのが1回になると。そうなったとき、休館ではなくなるわけですから、職員さんなりがいらっしゃるような形になってくるわけですよ。労働時間とか、あとは人員というのはどのようになっていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習課長

もともと日曜日につきましては、イベント等がある特別な日は別でございますけれども、職員は出勤しておらず、警備の委託をしている警備員のみの受付となっておりますので、この日曜日が増えることによって、私ども職員の勤務日数、時間等が増えることはないと考えております。

○兼本委員

貸し館の支払いとかはどのようになるんですか。

○生涯学習課長

貸し館の支払いにつきましては、日曜日は警備員等しかおりませんので、現在も支払いやお

金の授受は行っていない状況でございます。

○委員長

支払いに関して詳しく言ってください。

○生涯学習課長

貸し館料金の授受につきましては、事前に仮予約等を行っていただく形になっておりますので、その際にお支払いしていただくことで対応するような形になっているものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

数点、教えてください。まず、委員会のほうで、令和6年8月の委員会だったと思うんですけど、今回のコミュニティセンターの改修に伴って、5月から閉鎖になるということで報告を受けていまして、今の答弁からですと、令和8年3月1日から新しく改修が終わってオープンしていくというふうな形かと思うんですけど、その際、今回、これは公民館とサンクスと図書館の複合施設ですけど、1点目の確認ですけど、その全てがこの期間は使えないというふうな認識ですか。

○生涯学習課長

説明不足で申し訳ありません。このリニューアル再開の時期でございますけれども、工事が終わるのが令和8年1月を予定しておりまして、1か月の準備期間を経まして、中央公民館と男女共同参画推進センター（サンクス）につきましては3月1日からのオープンを予定しているものでございますけれども、飯塚図書館につきましては、準備・再開に時間がかかることを見越しておりますので、令和8年4月1日からのオープンを予定しておりますものでございます。

○永末委員

分かりました。

そのとき、たしか令和6年8月の委員会が最後だったと思うんですけど、代替施設については追って説明しますみたいなことがあったような気がしたんですけど、これは、例えば、それぞれ3つの施設に関して、どこにどうしますという説明はありましたか。

○生涯学習課長

この休館中につきまして、私ども生涯学習課の事務所等は、当然、センターは使えませんので、この休館中につきまして、まず、私ども生涯学習課の事務所につきましては穂波支所の3階のほうにその間は移転する予定としております。同じく、文化課もコミュニティセンター等に事務室がございましたけども、こちらは既に昨年11月に歴史資料館のほうに一時的に移転しているものでございます。また、男女共同参画推進センター（サンクス）の事務室につきましては本庁のほうに移転という形で執り行う予定にしております。そのほか、県の少年サポートセンター等の事務室も別の県の施設のほうに移る予定になっております。あと、飯塚図書館につきましてですが、休館中につきましては、事務室は、現在ございます庄内図書館の2階に移転する予定となっております。

あと、図書館の代替事業につきましては、予算との兼ね合いもございますので、現在も指定管理者と協議中ではございますけども、それがはっきりし次第、代替施設等については改めて市民の皆様へ周知を図りたいというふうに考えているところでございます。

○永末委員

周知はまだなんですね。これからまとめ上げられて、遠くない将来にきちんとした形で報告を頂けるということでいいんですか。

○生涯学習課長

休館のお知らせも含めまして、来年度に改めまして4月の市報等で詳細の周知については行いたいと考えているところでございます。

○永末委員

分かりました。よろしくお願いします。

今回、市の中心部にある非常に利用者が多い施設が長期間閉まるような形になりますけど、その辺りの、このぐらいから閉まりますや、令和3月1日でありますとか、4月1日にオープンしていくというところは、すでに市民の方に対しては周知・広報が行われているんでしょうか。

○生涯学習課長

この休館中につきましては、昨年、令和6年9月号の市報にて休館のお知らせ等を掲載したところでございます。そのほか、市のホームページ、コミュニティセンター内、中央公民館におきましても、図書館を含めて、各種貼り紙にて皆様にお知らせをしたところでございます。

○永末委員

ちょっと別の点から質問させていただきたいんですけど、ご用意いただいた資料とかを見させていただくとよく分かるんですけど、市民交流プラザが今のあいタウンのほうからこちらのコミュニティセンターの3階、現在のサンクスホールというところに移って来るということだと思うんですけど、サンクスホールは、私もちょっとろ覚えの中での話なんでちょっと間違っているかもしれませんが、今は全く何もないような状態のところかなと思うんですけど、これを今の市民交流プラザの用途に変更しようとする、それなりの予算をかけた形での改修は必要なのかというふうに思うんですけど、この点について補足で追加で説明とか、今の段階でお話を頂ける部分がありますか。

○市民活動支援課長

市民交流プラザがサンクスホールに移転ということでございますが、金額の詳細はちょっとお待ちいただきたいんですが、内容としましては、約30席を設けます。窓際のほうにカウンターテーブルを置いて、あとホールの中に丸テーブルを置いて、皆さんが交流できるようなイメージの施設にする予定でございます。空調であるとか、そこら辺の改修は行う予定でございます、その金額についてはちょっとお待ちいただきたいんですが、私のほうからは改修の概要だけ説明させていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:11

再開 14:12

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

先ほどのサンクスホールを市民交流プラザに改修するための改修工事でございますけれども、概算の工事費といたしましては約3700万円ほどの金額をかけまして、必要なカウンター等の改修工事を行うような形で予定しているものでございます。

○永末委員

それは今議会の来年度予算に入っているんですか。

○生涯学習課長

こちらにつきましても本年度のコミュニティセンター大規模改修工事の予算の中に含まれているものでございます。

○永末委員

心配じゃないんですけど、現在、全然違う用途で使われているところを市民交流プラザというふうな形にやり変えるので、それなりの工事が要るのかなと思っていたりして、先ほどちょっと触れられましたが、エアコンも市民の方がそこで滞在するのであれば、しっかりとエアコンが効くような状況にしないといけないと思いますし、やっぱりインターネット等の通信環

境とかというのもしっかりしなくてはいけないんじゃないかならうとか感じましたので質問させていただきました。

市民交流プラザの完成の予想図みたいなのもまだ今のところはないですか。こういうふうな形になりますみたいなイメージ図といいますか、そういったのとかもまだないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:14

再開 14:20

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

サンクスホールの改修工事につきましては、まだ現在は設計を行っている段階で、現状としてお出しできるものがございませんので、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

さっき予算も何か入っていますと言われたけど、それも全然ないということでもいいんですか。先ほどの答弁で、予算は改修工事の中に入っていますというようなことを言われていませんでしたか。そこはどのようになっているんですか。

○生涯学習課長

サンクスホールの改修工事の予算につきましては、全体の予算の中に組み込んであるものでございます。

○兼本委員

全体というと、何の全体ですか。この間のコミュニティセンターの改修工事の予算の中に入っているということなんですか。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

一つ疑問点なんですけど、市民交流プラザは教育委員会、生涯学習課の範疇になるんですか。この部分の予算というのはどのように分けてあるんですか。例えば、コミュニティセンター一帯の部分で担当課が教育委員会なのかなんですけども。ちょっとその辺りがよく分からないんですが。

○生涯学習課長

このコミュニティセンターに関わる大規模改修工事の予算につきましては、全額、私どもの教育委員会のほうで予算化いたしまして、ただ、施設の所管については各所管課のほうに所管替えという形になる予定になっております。

○兼本委員

備品等々の予算も入っているわけですか、この中に。空調、備品という予算も入っているんでしょう。その辺を明確にお答えを頂けたらと思います。

○生涯学習課長

コミュニティセンター大規模改修工事に関する予算につきましては、全て私ども生涯学習課の予算で執り行うこととなっておりますが、例えば、交流プラザにおける机等の必要な備品につきましては、各所管課で予算化するという形になっております。

○兼本委員

ということは、建物に附帯している分に関しては、設備等、そういったものに関しては教育委員会で、動産的な物に関しては市民協働部のほうでという形ですね。分かりました。

ここはたしか災害時の避難所ですよ。たしかここは今まで生涯学習課担当で、この場所もいろいろと地域に説明させていただいていましたよね。今後、この部分に関して、避難所としての運営の在り方というのはどのようになってくるのでしょうか。

○生涯学習課長

避難所に指定されておりますコミュニティセンターにつきましては、休館中につきましては当然使えませんので、その辺りの代替施設につきましては、所管でございます防災安全課のほうで対応を検討していただいている状況でございます。

○兼本委員

私の質問の内容が伝わっていないようで、言葉不足で申し訳ないんですけども、実際に避難所として運営していくときに、今まではこの担当は生涯学習課が担当されていたじゃないですか、御存じだと思いますけども。今度、ここに市民協働部が避難所の一部の施設、避難する場所としてあった場所が、生涯学習課が今まで担当だったでしょう。だから、このコミュニティセンターにどうやって、市民と会話するときには、必ず生涯学習課の係長でしたか、課長でしたか、来ていただいて説明を受けていました。今後、ここに今までは生涯学習課で賄っていたところに、今度、市民協働部の新たな場所ができてくるわけですよ。そうなったときに、この担当、要は、管轄をちゃんとしていくところというのは今までどおり生涯学習課でいいのか、それともここはもう利用できなくなって、生涯学習課が管轄している部分だけが避難所になるのか。そういったところをどのように考えてあるのか、お伺いしたかったんですが。

○生涯学習課長

コミュニティセンター全体の避難所としての機能につきましては、現状どおり、全て生涯学習課の所管ということで対応させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

確認的なことになるとは思いますけれども、休館日に関しては第1、第3休館だったのを第1だけにしますと。このことについては各地域の交流センター等でどういうふうに調整しているのか、していないのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

コミュニティセンター、中央公民館の休館日につきましては、現状、第1と第3日曜日を第3日曜日のほうの1日に減らすものでございますけれども、この変更につきましては、現状は中央公民館、コミュニティセンターだけの対応と考えておりますので、交流センターにつきましては調整等は行っていない状況でございます。

○川上委員

それはいいんですよ。旧飯塚の場合は第1、第3が休館ですかね、大体。旧町の場合は第2、第4が休館ですね。コミセンだけがそういう措置を取るのも、特に調整していないということですね。市民交流プラザは毎週水曜日が休館だったんでしょう。今回はこの条例で第3日曜日だけが休館となるんですね。市民交流プラザが今まで平日の水曜日休み、週1でしていたのを日曜日に休むということになると、何らかの調整があったのではないかなと思うけど、そのところはどうか。

○市民活動支援課長

水曜日が日曜日ということですが、実際、調整というのは、今回、コミュニティセンターに入るといことで、センターに合わせる形で内部調整をやったというところでございます。

○川上委員

今まであいタウンで毎週水曜日を休館にしていたのはどういう事情ですか。あいタウンが全体として休むからとか。

○市民活動支援課長

正式な形ではありませんが、オープン当初から水曜日が、委員がおっしゃるようにお休みでございました。商業施設でもございますので、水曜日はまちなかがお休みする傾向が強いというところがあるのではないかなと思いますけど、詳細については分かりません。

○川上委員

市民交流プラザについて、例えばですけど、第3日曜日の利用状況はどうですか、現在。

○市民活動支援課長

すみません、手元に資料ございませんのでお答えしかねますが、土日でございますけど、平日昼は利用者がちょろちょろいるというふうな状況でございます。今、手元に詳しい日ごとの集計はございませんので、お答えすることができません。申し訳ございません。

○川上委員

あの場所はなかなかいい場所なんです。それで、いろいろ不都合があつて別の機能を持つところは移転することになりましたけど。いい場所なんです、公共交通機関の発達、ターミナルがあるわけですから。ですから、水曜日は休みだけど、日曜日は開いているわけですよ。毎週日曜日にやっていたのを第3日曜日は閉館にするということになるわけでしょう、場所も変わった上に。そうすると、第3日曜日にどれぐらいの方々があいタウンで今利用されていて、その方々がもし日曜日使えなくなるとどういう不都合が生じるかについて考慮していないということですか。

○市民活動支援課長

考慮していないといいますか、新しい施設に多機能化を求めてコミュニティセンターに移りたいというふうなことでございまして、現利用者の方につきましては機能的に問題ないところもございまして、新たな施設での利用を促していきたいというふうに考えております。

○川上委員

利用している方々の意見や状況を全く把握せずに決めて、そして、その後にいろいろと利用者から言われれば説明をしようと、そういう答弁なんです。

○市民活動支援課長

利用状況はここ最近利用者が少なくなっている部分もございまして、現状でやっぱり多くの人々が利用されているのはご指摘のとおりでございます。市民交流プラザにつきましては移転の方向性が出ていて、どうするかというのをずっと考えてまいりました。今回、大規模改修に合わせてコミュニティセンターの中に入るわけでございますが、その部分は利用者の方に丁寧に説明させていただいて、理解していただきたいというふうに考えております。

○川上委員

教育長は自分が市の公共施設を日曜日だから使えるということで利用していたとしよう。移転した上に、そちらに行こうかと思ったら、第3日曜日は休みですと、使えなくなりましたと、事前に何も聞いていまして。それでも税金を払おうという気になりますか。

○教育部長

今、担当課のほうからも、今後、利用者のほうにもしっかり説明をしていくという中で1月4週というふうに考えた場合、そのうちの3週については土曜日でも日曜日でも開くという形の中で、どうしても1週だけは開かない日が出てくるというのをしっかり丁寧に説明をしていきたいというふうに考えます。

○川上委員

相手が不都合になるかもしれないことを決めておいて、事後にしっかり説明されたら困るよね、説明される側は。今からでも日曜日に行って、どれぐらいの不都合があるのか、ないのか、まず調べたらどうですか。

さっき、利用者の人数について「ちょろちょろ」とか言っていましたね。ちょろちょろって

何人のことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:36

再開 14:38

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

先ほど担当課長が答弁をさせていただきました第3日曜日の利用状況ということでございますが、申し訳ありません、手元に詳細な資料はございませんが、私も日曜日とかに交流プラザに行くこともございます。現在の利用団体につきましては、43団体が年間を通してこの市民交流プラザを利用されております。また、市民交流プラザの利活用の促進、また、機能強化等におきましては、従前より検討いたしておりました。

今回、コミュニティセンターの改修に合わせまして、市民交流プラザの機能につきましては、より多くの市民活動団体、生涯学習課が所管します生涯学習ボランティア、また、男女共同参画団体、文化団体等、こういう団体が現在もコミュニティセンターを利用させていただいております。そういった団体と市民交流プラザの機能を移転することによりまして、情報共有、また、連携強化が図れるという観点におきまして、今回、市民交流プラザをコミュニティセンターのほうに機能移転することで考えております。

質問委員が言われますように、日曜日の利用者につきましては、先ほど担当課長が申しますように、今後、早急に利用者との調整をしながら、日曜日の利用者に支障がないような対応を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

ユーチューブで委員会の質疑、答弁はライブで見ることができるし、ずっと記録に残るわけですよ。それで、あなた方が発言した「ちょろちょろ」という発言について、このまま記録に残しますか。

○市民活動支援課長

私が不適切な発言をいたしました、その部分は撤回させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○川上委員

それで、先ほど質疑の過程で、コミセン全体をどこが管理するのかというのは生涯学習課というふうにおっしゃったでしょう。そのときに、私の聞き間違いならいいんだけど、「災害のときにどうするんですか」と聞いたら、「休館中は使えない」とか言われましたか。聞き間違いですか。

○生涯学習課長

先ほど私が申したとおり、休館中は工事期間でございますので、災害の避難場所としての機能も使えない状況となるものでございます。

○川上委員

そうなんですか。

○生涯学習課長

あくまでも改修工事の期間中だけは避難場所としての機能としては使用することができないというものでございます。

○川上委員

私が流れを把握していなかった。普通の休館日があるじゃないですか、そのことか思っ。それは分かりました。

それで、いずれにしても会館全体は生涯学習課が担当するというのであれば、先ほど市民

協働部長が答弁された、調整を図って、弾力的に、条例はこうだけど、会館全体はそうだけど、今の使用状況との関係で、経過措置的にどうしても第3日曜日を使わざるを得ないと、市民交流プラザが。そういうことがあった場合は弾力的な対応を考えられないんですか。

○市民協働部長

まず、先ほど私が答弁させていただきまして、早急に日曜日の利用者の対応を調整させていただきたいという形の答弁をさせていただきました。その状況を踏まえて、市民交流プラザの利活用の観点、現在の利用状況とかそういうのも含めまして、経過措置という形の部分ができるということは、この場ではお答えできませんけど、支障のない対応について調整をかけていきたいと思います。

○川上委員

市民交流プラザを現在の午前9時から午後9時まで、使用時間を午後10時まで延長することについては、働く方々のことを十分考慮しないといけないけども、利用者としてはよいことかもしれません。しかし、それらは現実にご利用されている方々からの声として上がってきたのか、お尋ねします。

○市民活動支援課長

その部分でございますが、開館時間はコミュニティセンターと合わせる形で調整させていただいたということでございます。

○川上委員

分かりました。

それから使用料についてなんですけれども条例改正案は見ていると、市民の不利益になるものは見当たらないんですよ。値上げをするようなところがありますか。

○生涯学習課長

基本的に実施要領につきましても全般的に改定を行うものではなくて、市民の利便性を深めるために使用料の減額等を行っているものでございますので、高額に値上げしているというようなところはないものでございます。

○川上委員

最後に、3700万円というのは何の数字でしたか。

○生涯学習課長

私のほうで申し上げた3700万円という数字は、サンクスホールに関わる全ての経費を概算で示した数字でございます。

○川上委員

3700万円というのはサンクスホールに係る工事費用と備品と物品と別だと思うけど、それを合わせた数字ですか。

○生涯学習課長

3700万円というのはあくまでもサンクスホールの改修工事の費用だけでございますので、備品等の費用については含まれてはおりません。

○川上委員

これは分離分割発注なんですか。

○生涯学習課長

工事につきましても、分離分割発注でございますし、備品につきましても、所管課のほうで予算化して発注するような形になるものでございます。

○川上委員

これだけが3700万円の発注になっているんですか。

○生涯学習課長

あくまでもサンクスホールの概算で申し上げたものでございまして、サンクスホールも含め

て、個別で工事をするものではございませんので、全体の工事の中の一つとしてサックスホールの改修工事ということでございます。

○川上委員

そうすると３７００万円という数字はどういうふうにして出てきているんですか。

○生涯学習課長

先ほど申した数字につきましては、令和６年度の予算要求全体の中でのサックスホールに係る費用を積み上げた数字でございます。

○川上委員

分かりました。そうしたら、それぞれごとの概算の数字があって、その中の一つですという意味合いですね。分かりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

一点だけ教えてください。ちょっと聞き漏れていました。さっき、中央公民館の一部機能の移転ということで、庄内図書館の２階のほうに移って来るということで、それは周知させていただきますということだったんですけど、これは、いつからいつまで、庄内図書館の２階のどの部分に機能が移転されるのかだけをちょっと教えてもらえますか。

○生涯学習課長

庄内図書館の２階につきましては、現在の飯塚図書館の事務室が移転をして、そちらで執務を行っていただく予定になっております。予定期間につきましては５月中旬以降から２月の途中ぐらいまでになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第２６号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」に賛成の立場で討論を行います。いずれも理由のあるものであり、同意するものですが、２点、指摘をしておきたいと思います。

一点は市民交流プラザについてです。質疑の過程でも申し上げましたが、第３水曜日を休館とすることで不利益が生じる市民がおられるかもしれません。その場合において、経過的な措置で対応できるように工夫する必要があると思います。

それから、もう一点は委員の中から指摘がありましたけれども、なおということで述べておけば、工事中は休館ですが、その間の災害対応については別途きちんと検討をしておく、対応を準備しておく必要があるというふうに思いました。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第２６号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 １４：５２

再開 15:02

委員会を再開いたします。

次に、「議案第27号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第27号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の75ページをお願いいたします。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。それでは、新旧対照表にて、ご説明させていただきます。

76ページをお願いいたします。改正内容といたしましては、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、施設の運営等に関する要件として、栄養士の配置を求めているところ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合についても当該要件を満たすことができるよう、内閣府令の一部が改正されたことに伴い、条例第17条第1項第2号の「栄養士」を、「栄養士又は管理栄養士」に改めるものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日から施行としております。

以上で補足の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○光根委員

お聞きしたいんですけども、栄養士と管理栄養士、どちらも国家資格ではないかと思うんですけども、その大きな違いを教えてください。

○保育課長

栄養士免許につきましては、管理栄養士養成施設や栄養士養成施設を卒業されたときに栄養士の免許資格ができて、申請して、免許を取得することとなっております。

ただ、今回の改正につきまして、管理栄養士の国家試験につきましては現行は管理栄養士養成施設の方も栄養士養成施設の方も栄養士免許を取得した後に実務経験が必要となる場合があります。すみません、管理栄養士養成施設につきましては栄養士免許の後は管理栄養士国家試験が受けられるようになっているものでございます。

○光根委員

これまでは栄養士の資格免許がないと管理栄養士は受けられなかったと。今度からは、栄養士の資格がなくても受けられるということで間違いないですか。

○保育課長

今回の栄養士法の改正によりまして、今、委員が言われますとおり、管理栄養士養成施設校を卒業して、栄養士免許取得せずとも管理栄養士の国家試験を受けられるようになっております。

○光根委員

栄養士でない管理栄養士もできてくるということですね。

これは関係法令の改正ですけども、これは栄養士法の改正になるんですか。

○保育課長

今回の栄養士法の改正につきましては、まず令和6年6月19日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の中で栄養士法が改正されているものでございます。

○光根委員

この栄養士法の改正ということですが、今回、保育事業のほうの改正になっていますけども、ほかの影響のあるところ、小中学校とか福祉施設とかそういうのは関係ないんでしょうか。

○保育課長

今、委員がおっしゃるとおり、ほかにも影響するところがあるかと思いますが、すみません、私どものほうではこの児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の内閣府令に従っての改正をしておりますので、すみません、ほかのところはちょっと確認をしております。

○光根委員

学校関係はいずれ出てくるということですか。関係ないですか。

○保育課長

今回の改正が児童福祉施設というところになりますので、対象施設の一覧を見る限り、学校はこの中には入っておりません。今回のこの児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正の中には入っておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

改正条例の名称にもありますけれども、家庭的保育事業等とありますね。「等」というのは何のことですか。

○保育課長

家庭的保育事業等につきましては、4事業ございまして、家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業のことを指しております。

○川上委員

今回の改正によって、改正の意義は効果と言ってもいいですけど、どういうものでしょうか。

○保育課長

今回の改正による、意義、効果ということでございますが、今回の内閣府令の改正に伴う効果につきましては、管理栄養士養成施設の卒業者は管理栄養士国家試験の受験資格を満たすために栄養士免許の取得を行う必要が現在まではございましたが、その負担が軽減されるということで、今回、栄養士免許を取らずに受験できるということで、受験者の負担が軽減されているところが効果だと思っております。また、手続上のことですが、都道府県のほうで栄養士免許の交付を行いますので、そちらの栄養士免許の交付等を行う必要がなくなるため、都道府県の事務負担が軽減されるということでございます。

○川上委員

それは分かりました。こどもにとってどういういいことがあるのか、そういう角度からの効果はないですか。

○保育課長

先ほども答弁させていただきましたけど、管理栄養士養成施設の卒業者が栄養士免許の取得が不要になったことによる改正でございますので、直接、こどもたちに効果、影響ということはありません。

○川上委員

この事業の関係で言いますと、本市の場合、具体的にはどういうことになりますか。

○保育課長

本市にとってどう影響するかというご質問だと思いますが、先ほどの答弁とも重なりますが、管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許取得が不要となったことによる改正でございますので、飯塚市には直接の影響はございません。

○川上委員

飯塚市に直接関係がないというのはどういうことですか。飯塚市では事業展開がないということをおっしゃっているんですか。

○保育課長

飯塚市内にはこの家庭的保育事業等をしている施設がございませんので、影響がないということで答弁をさせていただきました。

○川上委員

今はということですね。今後、事業展開があるかもしれないわけでしょう。ないんですか。

○保育課長

この家庭的保育事業等につきましては待機児童対策を基につくられた事業でございますので、現在の飯塚市の市内の保育施設につきましては受入れ児童数は、幼稚園が認定こども園に移行する等により、受入れ児童の増加が予定されておりますので、今のところ実施する予定というのはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第27号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市こども審議会条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども政策課長

「議案第28号 飯塚市こども審議会条例」について補足説明をいたします。議案書の78ページをお願いいたします。こども基本法の規定に基づき、本市においては、各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとした「飯塚市こども計画」を策定しておりますが、その方針に合わせて、飯塚市こども計画に関する事項やこども施策に関する重要事項について審議する審議会として「飯塚市こども審議会」を設置しようとするものです。

これまでは、本市の条例や規則によって、「飯塚市青少年問題協議会」、「飯塚市こども・子育て会議」、「飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会」、「飯塚市私立保育所運営法人選定委員会」などを設置し、設置目的に沿った事項について審議を行っていただいておりますが、これらの審議会を「飯塚市こども審議会」に一本化し、こども施策を横断的、一体的に審議していただくこととなります。

審議会の委員につきましては、20人以内で、構成といたしましては、現在設置しております「飯塚市こども・子育て会議」の委員構成を基本として、学識経験者、関係行政機関の職員、子育て関係団体の推薦を受けた者、公募による者等に委員として就任していただく予定といたしております。

なお、施行日は、令和7年6月1日としております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

条例そのものに基づいていえば、附則の2で、飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員

会を削除するということになってはいますが、これは、現在、どういう職務があって、どういう構成になっておるのか、お尋ねします。

○こども政策課長

現在の飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会につきましては、委員数は8名で、例年2回程度開催しております。審議内容につきましては、保育所統合や子育て支援センター等についての調査・審議等を行っておるところでございます。

○川上委員

続いて、飯塚市私立保育所運営法人選定委員会はいかがでしょう。

○こども政策課長

飯塚市私立保育所運営法人選定委員会につきましては、委員数が5名で、市内に私立保育所を新設しようとする運営法人の書類等を評価する委員会でございますが、現在のところ、新設の案件はありませんで、令和元年度を最後に現在は設置していないという状況でございます。

○川上委員

3つ目になりますけれども、飯塚市青少年問題協議会についてはいかがですか。

○こども政策課長

飯塚市青少年問題協議会につきましては、委員数15名で、例年2回程度開催をしており、青少年の指導・育成に関する調査・審議等を行っております。

○川上委員

4番目で、飯塚市こども・子育て会議はどういう感じですか。

○こども政策課長

飯塚市こども・子育て会議につきましては、委員数20名で、例年3回程度開催しております。こども計画に関することやこども・子育て支援に関する施策の調査・審議等を行ってまいりました。

今まで答弁しました4つの審議会について、これらを統合いたしまして、こども審議会で調査・審議等を行っていく予定としております。

○川上委員

今、お尋ねしたメンバーを合計すると、43人プラス5人と。プラス5人というのは、私立保育所運営法人選定委員会のことをそういうふうに解釈しました。それで、合わせて48人ということなんです。この48人の目で様々な職務について担ってきたということなんですけど、それが新たに作るものになりますと、どういうことになりますか。20人以内で4つの審議会を持っていた職務を集中してやるということになるわけですね。ちょっと答弁してください。

○こども政策課長

現在、4つの審議会において就任していただいております委員の構成を見ますと、基本的には飯塚市こども・子育て会議の委員構成と重複している方が多数いらっしゃるから、飯塚市こども・子育て会議の委員構成をベースとしまして、こども審議会の委員を選任したいというふうに考えております。

青少年関係などの不足していた分野からも委員に就任していただくとともに、私立保育所の運営法人選定など、専門の事項を調査・審議させるために必要がある場合につきましては、審議会の構成員とは別に専門委員を置くことができるようにしておりますので、適切な対応ができるものと考えております。

○川上委員

今のお話を聞けば、定員の合計は48人だけど、実際の委員の状況は兼任があるので、それより少ないです。実際は、人数で言えば何人でしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 21

再開 15 : 22

委員会を再開いたします。

○こども政策課長

現在、青少年問題協議会等の人数に関しますと、重複している委員の数が7名ということになっておりますので、その分を除いた数字で全体の構成員として把握しております。

○川上委員

先ほど48人という数字でしたので、7名が兼任しているということは、実際は41名がされると。それらの職務を人の数で言えば41名で審査もしてきたということなんだけど、今回、こども審議会の発足によって、それらの職務を20人以内ですということになるわけですね。しかも、ベースとなるのは今おっしゃったところでしょう。そうすると、事実上、半数の方々が審議に関わらなくなるということになるわけで、その分だけ一つの角度としては視野が狭くなる可能性はないのかと思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○こども政策課長

一例を申し上げますと、飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会等につきましては、新設する保育所等の関係がございますので、中小企業診断士とか、税理士とか、そういった企業体を運営するという視点を加えさせていただいておりますけれども、これにつきましては、こども・子育て会議の全体のこども計画の審議の中ではコアな部分の知識になりますので、そういった方を除外する形で委員構成をいたしまして、そういった検討事例が起きたときには、専門委員会として、専門委員として就任していただきまして、その個別事項の検討が終わり次第、その方は解任するという形で柔軟に対応するようにしておりますので、審議には支障がないものと考えております。

○川上委員

もう一つの視点としては、より少数化した関係者の存在感が大きくなりすぎはしないかと。別の言い方をすれば、いろいろな意味で権限が41人から20人に集中してしまうのではないかという心配があるんですけど、それについてはいかがですか。

○こども政策課長

これにつきましても青少年問題協議会の中の委員構成では、中学校の校長会や小学校の校長会といったような同じ分野から複数のメンバーが出ているという実態がございますので、そういった分野は教育という分野で一元化をさせていただく等で委員の再構成をいたしますので、権限の集中ということは考えられますけれども、分野を整理するというところで、委員の整理をいたしますので、そういった懸念はないものとして考えております。

○川上委員

普通に考えて、権限集中型の審議会ができる可能性があるわけですから、そういう意味ではそれに対する反作用というか、アクセルがあればブレーキもちゃんと作るという意味合いでは、その思想を条例の中に入れておく必要があるかなと思ったんですよ。

一方で、専門委員のことを先ほどから説明があっているんですけど、私が危惧するのは、運用に当たってそこへも恣意性が働く危険性はないかという心配をするんですよ。例えば、前回の福祉文教委員会で、給食運営審議会の役割について説明がありましたよね。今回は自己の民営化ですから、業務委託をするんだけど、業者選考に当たり、専門委員を任命しました。その専門員をどう任命するかについては、市長の諮問機関の審議会がどういう方を専門委員にするか、自分で判断できるんですよ。そして、なおかつ、説明しきれなかったんだけど、なおかつ、その専門委員に業者選考してもらうわけでしょう。1回目、2回目ということになってくるんだけど。1回目は7人でありました。2回目はどういう事情か分かりませんが、欠席が

あったので6人でしたと。それで点数をつけて、業者選考をやってしまいましたよね。こういうことが通用するのであれば、存在感の大きい者の意見が通ってしまうということにもなりかねないと心配したわけです。それと同じような方式に、今、答弁のあった専門委員会の構成、それから役割を終えた後の解散について、そのような運営になりかねないのではないかという心配が私の中にあるんですけど、どうでしょうか。

○こども政策課長

専門部会の専門委員につきましては第5条のほうで規定しておりまして、先ほど申し上げたとおり、十分な知識や経験を有する者から市長が委嘱し、任命するということにしておりますけれども、その専門部会の設置につきましては審議会のほうで設置するように第7条で設定しております。この前項の専門部会の委員につきましては、このこども審議会の委員と第5条に定める専門委員について構成され10名以内とし、審議会の会長が定めるということで、この会長につきましても、専門部会の中に部会長、副部会長を置きまして、部会長は審議会の会長が定め、副部会長は専門会の委員の互選によって定めるということになりますので、審議会のほうでのチェック機構もありますし、事務局としても対応ができるということになりますので、十分なチェック機構の下で専門部会を開催できるものという認識でございます。

○川上委員

確認をしたいのですが、そうすると、市長が審議会を委嘱します。それとは別に、専門部会というのを委嘱するという2本立てになるという考えでいいわけですか。

○こども政策課長

専門部会を設置するかどうかということに関しましては審議会の中で決定して、その中の委員の就任について諮るものでございますが、委員の就任に関しては市長のほうから委嘱しますので、そういった形で、審議会のほうの了承も得ますし、市長のほうからの委嘱ということで対応いたしますので、問題はないものかと考えております。

○川上委員

十分な知識、または経験を有する者のうちから市長が委嘱し、または任命するというんですけれども、市長が誰かれと分かるわけがないですよ。したがって、市役所全体で判断をして委嘱対象者を上げていくことになるんでしょう。その行為の過程で、この審議会及び審議会の委員の関与するところはないわけですか。

○こども政策課長

一般的に言いますと、このような専門部会を設置する場合に関しましては、もともとの成り立ちが飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会等の歴史がございますので、そういったときに、選定しておりました職種の方から選ぶという案を事務局のほうから提案をさせていただきまして、審議会のほうで協議をしていただくと。それで、「よい」ということであれば、その次のステップに進むというような丁寧な対応をしたいと思っておりますので、そこについての懸念はないものかと考えております。

○川上委員

そうしますと、専門員第5条第3項に、「専門委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱、又は解任されるものとする」となっておりますが、その過程で一定の審査を行い、結論を出す場面があったとして、先ほど、給食運営審議会を例示しましたが、そのようなことを防ぐ、この専門委員の運営についての規定はつくるんですか。

○こども政策課長

審議会につきましては専門部会のほうの互選によって定める等のものを行っておりますが、審議会の庶務につきましてはこども未来部において処理するということになっておりますので、事務局のほうで考案して対応していきたいと思っております。

○川上委員

専門部会、第7条がありますけれど、これは10人以内というふうになっていますね。これは第5条の専門委員によって構成されるというものですか。

○こども政策課長

専門部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会長につきましては審議会の会長が務めということになりますので、1名につきましては、こども審議会の委員が務めるようになります。それ以外の9名以内が専門部会として専門委員を置くような形の構成になろうかと思います。

○川上委員

市長が委嘱する人たちの集まりがこの第7条の専門部会かと聞いたんです。

○こども政策課長

先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思います。第7条第2項に基づきまして専門部会の委員は第4条に定める委員及び第5条に定める専門員によって構成されるということで、人数を1名に限るものではございませんので、合計で10名以内ということになります。

○川上委員

それとこの専門部会というのは、審議会の委員の中から市長が「あなたは審議員であるんだけど、専門委員にもなってください」という二重委嘱をかけるということになりますか。

○こども政策課長

この分に関しましては第4条に定める委員としておりますので、二重の委嘱をかける必要はないと考えております。

○川上委員

20人以内の審議会の委員の一定数と、それから新たに市長が委嘱する専門委員の一定数との連合チームで行きますと。ただし、会長は審議会の会長、だから、この人は必ず来るということになるわけですね。そして、その下に9人がいるんだけど、副会長、副部会長については互選によりますと。部会長は審議会の会長が定めるとなっていますね。そして、副部会長は専門部会の委員の互選により定める。この専門部会は10人でしょう。第7条第3項のところを確認の意味で説明していただけますか。

○こども政策課長

第7条第3項におきまして、専門部会に部会長及び副部会長を各1名置きます。部会長につきましては審議会の会長が定め、副部会長は専門部会の委員の互選により定めるということです。この専門部会の10名の中の1名が第4条で定めるこども審議会の委員が会長になると。それ以外の構成メンバー、その中にはこども審議会の委員だったり、専門委員だったりとかという形になりますけれども、その中から副部会長を互選によって定めるということになります。

○川上委員

構図は基本的に給食運営審議会及び専門委員会の構図と同じですか。

○委員長

川上委員、給食のことは、多分、一緒かどうかはちょっと分からない。この議題について質問していただけたらと。

○こども政策課長

給食運営審議会のお話をされていると思いますけれども、私のほうの所管ではございませんので、その内容については存じ上げておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

第7条の専門部会の話が出たと思うんですけども、その前に私の考えですけど、人数が多く関わった会議がよりいい会議がと言われると、そうではないのかなと思いながら、より少

ないほうが意見活発になって、人数が多いと集団心理が働いて発言しないという方も出てくるので、一定、この20人というのはどうかなと思っております。その中で、この専門部会なんですけれども、今後、何か想定されるようなことなどは、現時点であるのか、どういう部会を考えているのか、もしございましたらご答弁をお願いします。

○こども政策課長

先ほどから他の委員の皆様からのご指摘がありますとおり、4つの審議会を統合いたしますので、それぞれ個別専門的な分野を審議していただいております。ですので、今回の専門部会につきましては、こども政策全般というよりも、それに特化した形の議題が出たときに専門部会を立ち上げるということを想定しておりますので、一例としましては、飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会のときのように公立保育所の統廃合の話であったりとか、私立保育所の法人のお話ですと、新しく市内に私立保育所を建てたいというような法人が現れたときに、その内容について審議していただくということに関しましては、やはり中小企業診断士とか税理士とか、本来ではない、ちょっとコアな部分の知識が必要になるということを想定しておりますので、そういった場合に専門部会を立ち上げるということを想定しております。

○藤堂委員

認識としては、常設でもないし、その都度の 이슈で集まって、話し合っていたくという事で理解いたしまして、ぜひとも、せっかく4つが一本化されて、スリム化したので、よりこどもたちのためになるように審議していただければと思います。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

これはこども計画の策定についての報告があるんで、どう質問していいかがよく分からないところがあるんだけど、まず一点が、こども審議会条例ができ、審議を行われる方というのは、これから報告があるこども計画についての事項は全部ありますよね、その内容を審議していくという認識なんですけど、できているわけじゃないですか、計画が。どういうに審議をしていくんでしょうか。

○こども政策課長

後ほど報告いたしますこども計画につきましては、現在の審議会の飯塚市こども・子育て会議の委員の皆様と飯塚青少年問題協議会の委員の皆様の審議によって計画を策定しております。これが令和7年度以降になりますと、その進捗管理であったりとか、そのあとの次期こども計画の策定とか、その策定に当たるアンケート調査に関する事項をどのようにしたらよいかというような審議、あと、こども計画の中に載ってある個別事業案件につきましては、このような改善をしたほうがいいのではないかなというような議題があったときに、そういった審議をしていただく会議体として、こども・子育ての関係の機能をそのまま持って来まして、飯塚市こども審議会の中で審議していただくような形を想定しております。

○兼本委員

そのまま持って来るということは、メンバーをそのまま持って来るということですか。

○こども政策課長

答弁に若干分りにくいことがありますて、申し訳ありません。こども・子育て会議の機能がそのまま持たれるということになりますので、委員をそのまま持って来ということではなくて、こども・子育て会議の委員を基本といたしまして、その中から足りない部分の青少年の関係だったりとか、福祉だったりとか、医療の関係だったりという委員を新たに選任し直しまして、20名の構成メンバーで新たに構成して、よりよい審議をしていただくということを想定しております。

○兼本委員

そうすると、この第4条に福祉関係とか小中学校、青少年関係の専門の方というのが見当たらないんですね。この審議を行っていくときに、専門の方が行うと言ったところ、この後の報告事項のときにあれなんですけど、僕はその辺りの専門のメンバーの方々も常駐で入れておかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。先ほどの課長の答弁でいくと、そういう方は、そういう問題があったときに、もしくはあったときに、もしかしたら専門委員として選ばれてというふうにと思ったんですが、でも、そここのところの対策もすごく大切なんじゃないかなと。こども計画で協力していくわけでしょう。今のこども・子育て会議のメンバーの方を基本にやっていくと、この第4条の市長が委嘱し、任命する各号に掲げる者というのはここになってくるんですよ。だから青少年とか福祉に関係するところの専門の方というのが抜けているんじゃないかなと思うんですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○こども政策課長

委員の詳細についてということのご懸念だと思いますので、その件についてお答えいたします。条例上は、こどもに関する子育て団体から選任を頂いた者とか、あと、その他、市長が特に認める者というところに包含されておるんですけれども、このこども審議会の委員につきましては、繰り返しの答弁になりますけれども、こども・子育て会議に選出されている委員の皆様を基本としまして、条例に求めるところの学識経験者、関係行政機関の職員、子育て団体の推薦を受けた者、公募による者、それと市長が特に認める者ということで委嘱したいと考えておりまして、学識経験者につきましては、これまでも委員として就任していただいている大学の教授等を選任したいと考えております。関係行政機関からは公共職業安定所の職員と関係行政機関の方に就任していただこうと考えております。子育て団体等につきましては保育園や幼稚園、認定こども園の関係者、民生委員、児童委員会なども引き続き委員に就任していただこうというふうに考えております。そのほかにもご指摘がありましたとおり、医療、青少年、福祉、人権、商工、男女共同参画などの各分野からと、一般公募の2名程度を加えた20名の委員を選出しまして、幅広い分野の知見を生かしていただける審議会に常設で設置したいというふうに考えております。

○兼本委員

その方々が20名以内でしたか。こども計画の中で、例えば、今まで子育て支援を行っている市から委託を受けた事業所とかが新たな事業を加えていかなくちゃいけないとか、今後、そういうことも実際になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そうすると、そういうところの方々も入っていない。机上の議論は分かるんですよ。現場の議論というのが入れなくていいのかなと思うんですよ。理想はすごくいいのはできても、現実はできませんというのはつくってもどうなのかなと思うし、そうすると、例えば、そういう方々というのは入れると20名以上とかにももしかしてなってしまうかもしれない。なので、その辺りをちょっと心配はしているんですね。だから、例えば、そういう今、こども計画が出てきました、出てきたことのこれについてまだ足りませんよねとなったときには、この会議で行っていく、それをもっと掘り下げて行っていくという認識でいいんですか。

○こども政策課長

この審議会につきましては、こども計画で定める子育て施策に関する方向性等を審議する会議体と考えております。個別具体的事業の検討につきましては、例えば、領域として不足している部分がこういった部分があるのではないかという部分に関しては、計画を策定するときのアンケート調査等で浮き彫りになった内容を検討するとか、あと、こども計画のほうの中にちょっと触れる形になりますが、個別の事務事業評価シートに基づきまして、成果指標の状況とかも全部反映させるようにしておりますので、そういった部分で市民の声から足りないという領域が出た場合には、その事業について検討しましょうということになって、その審議会の中で専門家を呼びましょうということになりましたら、それは専門部会のほうで対応するという

形でいけると思いますが、常設の委員に個別のコアな情報を手に入れるための委員を入れるという形がなかなか厳しゅうございますので、政策を広く提案、検討する委員と、個別具体例について検討する委員は分けたいというふうに考えております。

○兼本委員

ということは、大きな計画は第4条の委員、そこを細かく計画として実行していくのは専門委員、なおかつ、その方向性を決めていくのは専門部会というような認識でいいんですか。

○こども政策課長

審議会の委員の皆様につきましてはこども計画で政策の方向性について議論していただくということになりますので、全体の政策方向性の決定、個別事業でこのような改善をしたほうがいいのではないかとというミニマムな話になった場合には、専門部会の力も借りながら、もしそれが審議会の中の委員の話だけでその内容が済むのであればそれで結構ですし、現場の声とか、もっと専門家を呼ばなければならないという判断がされた場合には、専門部会のほうのお力も借りるという形で考えておりますので、そのような方向を検討したいと考えております。

○兼本委員

そうすると、専門委員の中で解決できることはそこで終わり。それではちょっと解決できない場合は専門部会ということなんですか。もうちょっと分かりやすく言ってもらったほうがいい。何か例を出して言ってもらおうとか。

大きく最初の方針を決めるのが審議委員でしょう。それは分かります。この専門員と専門部会というのがあるわけですね。これのどこまでが専門委員で、どこから専門部会なのかというところを、分かりやすい言葉があればお願いします。

○こども政策課長

大変申し訳ありません。私の言葉遣いがいろいろ右に左に行くもので誤解を与えたような感じでございますが、専門部会の中の構成員が専門委員であって、部会としては専門部会の中で個別具体的なものは検討するという形になります。その上位の審議体であるこども審議会のほうが方向性を決定するということになりますので、専門部会の中でいろいろな個別事項の検討をして、それに対して、それは計画に載せてやったほうがいいという方向性は審議会のほうで行うという形の、上位とその下の専門部会というようなイメージで捉えたらよろしいかと思います。

○兼本委員

とりあえず具体的なところも検討しなくてはいけないというときには専門委員を選任します。そして、その具体的なことを決めるために専門部会を行いますということではなくて、専門部会の中で決めていくわけでしょう、より細かいところを。そうじゃないんですか。

○こども政策課長

専門部会の中で協議をする、専門部会の構成員が専門委員であるということになりますので、審議会と専門部会しか、審議する会議体としてはございません。

○兼本委員

構成は審議会でしょう。細かいところを決める専門部会でしょう。だから、細かいことを決めるような機会がある場合に専門委員を選任しないといけないわけでしょう。そして、選任した専門員9名以内と、あと審議会から1名出るという形で決めていくということでしょう。そして、そのあとに、ここで出た結論をそれで行くかどうかをもう一回審議会判断してもらうということですか。

○こども政策課長

一部訂正を加えさせていただきますと、こども審議会の審議会の委員と専門委員の構成で専門部会をつくるようになるんですけども、その委員構成は1対9という割合ではなくて、そこは5人と5人の場合もありますし、8人と2人の場合もありますということで、その委員

の上限が10名で、審議会委員と専門委員のそれぞれが構成するという専門部会のほうで個別事項について検討していただきまして、「このように部会で審議しましたがどうですか」という話が審議会に上がってきまして、審議会のほうで「それはいいね」というふうになるのか、「もっとこういうふうにしたほうがいいのではないか」という意見が付されて、こども計画載るのか、それとも、もうちょっと検討が必要ということで継続審議になるのかというような形の検討するというようなプロセスを経るものと考えております。

○兼本委員

では、別に1対9ではなくて、そこは議論する内容によって変わってくるということですね。

ということは、やはり審議会の委員さんはいろいろな知識のある方がいないと、専門のところで話してきたところを「それはいいや」と判断できないんじゃないですか。様々な分野の人はやっぱり必要ではないのかなと思います。それはちょっと私の考えなんですけども、この4つで本当にいいのかなというのはちょっと疑問に思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

一点だけ教えてください。今回この条例を制定するに当たって、2つの条例が廃止される。その中で青少年問題協議会条例というのが現時点はあるって、それを廃止されていこうと思うんですけど、この青少年問題協議会条例の委員について紹介していただけますか。

○こども政策課長

飯塚市青少年問題協議会条例の第3条に、協議会は委員15人以内をもって組織するというようになっておりまして、委員につきましては、市議会議員、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、公募による者、前各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者、以上の5項目について各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命するというような委員構成になっております。

○永末委員

もう一つの条例のほうも見させてもらうと、2つ条例から今回の条例がある意味出来上がってきているかと思うんですけど、その中で、すみません、市議会議員という委員の区分だけが今回なくなっているんですよ。ちょっと聞こうか聞くまいか迷ったんですけど、ただ、議員という立場上、今回、なぜ我々議員という区分だけなくなっているのか、検討されたようなこと、経緯があれば、教えてほしいなと思っています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:57

再開 15:57

委員会を再開いたします。

○こども政策課長

飯塚市青少年問題協議会条例におきまして、委員選出要件の一つに、ご指摘のありますとおり市議会議員を選出する規定がございますが、今回、委員を構成する部分を考えるに当たりまして、上位法のこども青少年問題協議会、地方の分の条例において、議員の関係を外す、首長の関係を外すという改定が国のほうで先行してされております。地方分権一括法の中でされておるんですけども、そういった関係がありまして、今回、審議会の統合、一本化を図るに当たりまして、先ほど言われますとおり、たくさんの分野からの審議をしなければならないということと、各種委員会等、あと一般質問等で自由に意見を言ってもらえるお立場に議員の皆様はございますので、この審議会のほうからは外すというところで検討したところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第28号 飯塚市こども審議会条例」に反対の立場で討論を行います。

条例の所掌事務、第2条第7項において、前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関し、市長が必要と認める事項について調査審議することが挙げられております。また、先ほど質疑の過程で取り上げました、組織、第3条、審議会は、委員20人以内をもって組織する。委員、第4条、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。専門委員、第5条、審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会の構成員とは別に専門員を置くことができる。会議、第6条、審議会を開く会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。専門部会、第7条、審議会は、第2条各号に掲げる条項で専門的に検討する必要があるときは、専門部会を設置することができる。

したがって、市長が特別にこのことをというテーマで諮問すれば、審議会、さらに専門部会において審査し、順をなして報告をするという形になるうかと思うんです。その場合、給食運営審議会のこと、この間報告があったことを思えば、まさにこのとおりではないかと思うわけです。それについては、課長の答弁は「担当ではないので分かりません」と、もっともな答弁だったんだけど、市長以下おられる中で、このことについて答弁がありませんでした。これは、「大丈夫、大丈夫、大丈夫」と言われた答弁の趣旨は、私がずっと言ったのは、一番は審議会への権限の集中の問題です。職務を集中します。人数的にも定数48人が、20人以内ということになってくるわけでしょう。そういう意味で権限の集中がある、第1に。

第2には、市長の思うところにより、自由自在に専門部会を構成することができると。自由自在の中身は、市長が必要と認める事項について審議してもらいたいということで、審議会委員からこの方を選ぶことができるし、専門委員を新たに任命することができると、臨時的に。

「臨時的」という表現していませんけど。ですから、市長が審査してもらいたいことについて、自由自在のメンバーで審議をさせることができるというふうになっている意味では、非常に恣意性の強い審査が行われる危険があるなど。そういうふうに考えて、もう一度言いますが、給食運営審議会は5年間で6億円を超す業務委託の審査だったんですよ。それを専門部会を恣意的につくって、そして、1回目は7人で審査し、点数を出す。2回目は、1人が欠席したけれども、6人でやってしまうわけでしょう。その答申が決定し、市長に報告され、それが福祉文教委員会も前回報告されたという仕組みですよ。

今後、どういうことがあるのかと。先ほど兼本委員のほうから、計画の審査は審議会で行い、別の細かい、今は想定がないというような趣旨だったけど、特定のものが生じたときには臨時的に専門部会でやって答申を得るというようなことのようにあったけども、例えば、学校給食は5年間で6億円超ですけど、児童クラブの運営をどうするかということに仮になった場合は、私は青少年健全育成会任せではなくて、直営でやるべきではないかというふうに提案をしておりますけれども、仮に児童クラブの運営をどこに委託しようかというふうに、仮になった場合、1年間で3億円ですよ。3億4千万円。こういったことが市長が認める事項ですということになった場合、非常に恣意性が高く、公正にかけることになりかねないものがここにつくられようとしておるのではないかと。児童クラブ事業の委託問題が新年度中にも出てくるかもしれないという局面でしょう。これに合わせてこうしたものを今つくろうとしているのは、非常に恣意的であり、危険であると。したがって一般論ではなく、具体的な危惧を持って反対せざるを得ないということです。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第28号 飯塚市こども審議会条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 16:05

再開 16:14

委員会を再開いたします。

次に、「議案第29号 こども・若者プラザいづか条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○こども政策課長

「議案第29号 こども・若者プラザいづか条例」について補足説明をいたします。議案書の81ページをお願いいたします。こども・若者支援の推進と青少年の健全育成を図るとともにこども・若者の支援の連携強化を図るため、支援機関を集約した拠点施設として「こども・若者プラザいづか」を設置しようとするものです。

設置場所につきましては、飯塚市市民交流プラザがイイヅカコミュニティセンターに移転することに伴う跡施設を活用することといたしております。

これまでは、飯塚市少年相談センターやヤングケアラー支援員が別々の施設に常駐しておりましたが、支援の連携強化を図るとともに、市内各所からの公共の交通機関を利用して訪れることができる施設の利便性のある立地を生かすために、こども・若者プラザいづかに機能に移転しようとするものでございます。

現在、市民交流プラザ内に入居しております県の支援機関、福岡県若者就職支援センターや嘉飯圏域で広域設置している飯塚市消費生活センター等の支援機関につきましては移転せず、そのまま残ることとなっておりますことから、それらの支援機関と連携することで、こども・若者を取り巻く各種課題解決を支援する体制の強化を図ろうとするものです。

なお、現在の飯塚市市民交流プラザにおいては、交流スペースが設けられておりますが、各地区の交流センターや市立図書館の学習室といった既存の若者の居場所を増やすためにも、こども・若者プラザいづかにおいても若者の交流スペースを運営いたしまして、こども・若者の居場所提供としても実施する予定といたしております。

なお、こども・若者プラザいづかの設置につきましては、飯塚市市民交流プラザの移転が完了した後に、各支援機関の移転等を行い、開館する予定といたしております。飯塚市市民交流プラザの移転につきましては、令和7年度末までに移転を完了し、こども・若者プラザいづかを令和8年度当初から運用を開始するスケジュールを想定しておりますが、イイヅカコミュニティセンター大規模改修工事と連動していることから、不測の事態に備え、施行日につきましては、期間を設けたうえで、規則において定めることといたしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

こども・若者、こどもは、どこから、どのように特定されてあるのか。若者というのはどのように特定されてあるんでしょうか。

○こども政策課長

後ほど報告事項で説明を差し上げますこども計画において、こども・若者支援の関係の計画

を策定しておりますけれども、この対象年齢が、県が考える若者の年齢が40歳未満、39歳までの若者ということで結構幅が広がるございます。我々が想定しているこの施設の対象年齢としましては、未成年の中学生以上ぐらいから就業支援とかの関係の施設も並存しておりますので、県が考える若者の39歳未満という方までを想定しております。

○兼本委員

第3条で、第1条の目的を達成するためにプラザにおいて行う事業は次のとおりであるとなっていますね。このためには、何かこのプラザの中にこういったものを置かれるような形になるんですか。

○こども政策課長

こちらのこども・若者プラザ飯塚につきましては、先ほど説明いたしましたイイヅカコスモスコモンや嘉穂劇場の近くの部分の旧東町交番にあります飯塚市少年相談センターの職員をこちらに移転しまして、そこでの管理運営は基本的には少年相談センターの職員が行うということに基づいて、本庁1階のこども家庭センターに常駐しておりますヤングケアラー支援員の機能等も移転いたします。現在、市民交流プラザの中に入居しております県の支援機関であります福岡県若者就職支援センターの就業支援の関係の事業等との連動や、補導とかもと少年相談センターが行ってございました非行防止のための各種施策、こういったのを展開することと、それと交流スペースを活用した若者の居場所づくりというところを柱にここの施設の運営をしたいと考えております。

○兼本委員

そうすると、基本的には高校卒業したぐらいの方々が対象になってくるんですか。中学生からと言われているでしょう。中学生から学校に行っているこどもたちというのは、非行とかそういうものが対象という形になるんですか。

○こども政策課長

現在、飯塚少年相談センターが見回り等を行っている分に関する非行防止の観点からしますと、相談に来られる対象年齢は小学校高学年から中学生ぐらいの方々が相談に来られるケースもございますし、就業支援という点で考えますと、大学卒業とか、高校卒業とか、そういった卒業後にご家庭でひきこもりでなかなか就業先が見つからないとか、コロナ禍で就業の機会がなかなか厳しいといった方の相談を受けまして、あいタウンの中には厚生労働省所管の就業支援施設のサポートセンターとかもございますので、そういったところの連携も図るという部分、それと、ヤングケアラー支援員が各学校回って疑いがあるお子さんの家庭とか、そういったところの相談業務も行っていますけれども、そういった事業も展開できるものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

条例第3条第2項にこども・若者の学習と憩いの場の提供に関することとあります。一方、休館日、第4条には、第1項で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とあるわけですね。そうしますと、主な対象年齢が中学生相当年齢以上、39歳までというふうに言われておりましたけれども、年齢制限がないのはいいんですけど、中学生はいつここを利用するんですか。

○こども政策課長

プラザの開館時間につきましては、第5条に開館時間が書いてありますけれども、午前9時30分から午後6時15分ということで、部活動して、その後に立ち寄るという形は厳しいかと思いますが、そのまま学校から帰り際に寄るという形の対応、あと、図書館等の学習室とかの開館時間等も想定すると、これぐらいの時間帯ということを想定しております。

現在の職員配置からしますと、飯塚市少年相談センターの開館時間は市役所の開館時間とほ

ば同じということになっておりますけれども、これを1時間程度ずらしまして、9時30分から6時15分までということで、新たな人員配置想定増額予算等は今のところ想定しておりませんので、現在の職員の勤務体制のシフトをずらすことでの対応という現実論で今組み立てておるところでございます。

今後、この憩いの場の設定は、拡充の方向ということも検討しまして、もし、そういった対応が必要であれば、予算の増額や人員配置の増等も今後は検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

第2項のこども・若者の憩いの学習の場というのはあまり重視してないということですか。

○こども政策課長

今のところは相談支援の体制を利便性がある立地に変えまして設置する。居場所づくりにつきましては、やはり不登校とかそういった方がちょっと寄るとかいうふうな、今様々なニーズもあるというふうな話が議会の中でも上がっておりますけれども、そういった対応もできるという意味では、日中ということで、9時30分から6時15分の間で居場所づくりも展開したいと考えておりますので、居場所づくり自体を軽視するものではございません。

○川上委員

ここには居場所とは書いていないんですよね、学習と憩いの場というふうになっているわけですが、それからいえば、必要性が増せば、職員の勤務との関係をおっしゃっていましたが、予算要求をしてということでしたが、今それをしなかった理由が分らないです。今言ったような大事なことだろうと思うんですよ、こども・若者の学習と憩いの場というのは。これを掲げるのであれば、このどうにも休館日がかみ合わないなという感じなんですけど、どういう発想なんでしょうか。

○こども政策課長

こども・若者の学習と憩いの場の提供ということで交流スペースを活用するということを考えておりますが、少年補導や夜間徘徊等の夜間非行という点を考えますと、健全な時間帯に家に帰り着くまでの時間を想定するということで考えますと、常識的な範囲内ということで、一旦、午後6時15分までの開館ということにさせていただいております。

ただし、現状、学習塾に通われたりとかする方、いろいろな生活様式が変わっている中で、どのように対応すべきかというところは、今後の検討課題としたいと考えておりますので、あと、この施設の設置につきましては、令和8年4月からを想定しておりますので、人員配置の予算等については現状では未来の予算になりますので、その分の設定はできませんので、今後の検討課題としたいと考えております。

○川上委員

中学生や高校生のニーズ調査みたいなことはしていないんでしょう。

○こども政策課長

こども計画を策定するに当たり、若者に関する調査をいたしております。その中で、居場所等が欲しいという要望は上がっておりますので、そういったものに対応できるものということを想定しております。

○川上委員

把握しておることなんですけど、それはどういった感じなんですか。土日祝日休みでも大丈夫というぐらいのニーズですか。

○こども政策課長

こども計画におきますアンケート調査におきましては、曜日の特定、この時間帯にこういった場所が欲しいというところまでの詳細な調査をしておりませんで、飯塚市に求めるものというふうな大きなくりの中では、居場所、第3の場所が欲しいというような要望が上がってい

るという把握でございます。

○川上委員

お互いに今のこどもたちがどれだけ忙しいか分かる関係ではないかと思いますが、そういう事情からいえば、ここが学習と憩いの場ですと、飯塚市の1等地ですから、利便性もあるところでしょう、旧4町にお住まいの方の場合は交通便がものすごく悪いのでどうかと思いますが、そういった点では、学習、憩いの場で提供しますとしながら、土日は休みますと。

そこで、このフロアは貸し出せば幾らぐらいの賃料になるんですか。

○こども政策課長

そのような算定につきましては承知しておりません。

○川上委員

経費的には、市民交流プラザが出て行った跡をそのままにしておくわけにいかないと。私はどこかに入居してもらって賃料を稼いだほうがいいのか、そういうことは全く考えてないんだけど、それぐらいの位置づけのものなんだと、あの場所で考えた場合には。今後、需要が高まれば土日祝日のことをゆっくり考えましょうということではなく、最初からやっぱり土日祝日についても予算を緊急にでもつけて、幾らつけたらよいのかは皆さんのほうが分かると思うんで、矛盾のある休館日の取り方を改めてもらいたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

仮に可決された場合なんですけど、1年ぐらい時間がありますと。どういうこどもたちに対して、どのような周知を図っていくのか、現段階でもしあればお答えくださいませ。

○こども政策課長

現状につきましてはスケジュール等がまだ不確定な部分がありますので、広報をする時期は考えなければならぬところではございますが、順調にいけば秋以降ぐらいにそういった対象の方にSNSやホームページ等で周知というレベルを考えておりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第29号 こども・若者プラザ飯塚条例」に賛成の立場で討論をします。

市民交流プラザの跡フロアをそのままにはしておけないということもあって、このプラザの計画が出たのではないかと心配するんですけども、重要な役割を果たすことが期待されます。その点でいえば、休館日、第4条の規定は、その役割の発揮という点でいえば、一部大きな矛盾が生じておりますので、しかもそれが予算で解決することであるならば、速やかに検討し、改善を求めておきたいというふうに思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第29号 こども・若者プラザいづか条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市こども計画の策定について」報告を求めます。

○こども政策課長

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする飯塚市こども計画を策定したため、報告するものです。資料といたしましては、「飯塚市こども計画の概要」、「飯塚市こども計画」、こども・若者に計画に関心を持っていただくことを目的として作成した「飯塚市こども計画やさしい版」を提出させていただいております。

資料の「飯塚市こども計画の概要」をお願いいたします。飯塚市こども計画につきましては、こども基本法に基づき、こども施策に関する4つの計画を一体化したものとして策定しております。

計画の策定体制といたしましては、令和5年度のニーズ調査を経て、今年度開催いたしました飯塚市こども・子育て会議並びに飯塚市青少年問題協議会において、教育・保育事業及び地域こども・子育て支援事業の量の見込、確保方策及び具体的事業、こどもの貧困対策推進に係る施策、こども・若者支援に係る施策について審議をしていただきました。

また、計画策定に当たっては、こども・若者の意見聴取が求められておりますので、飯塚青年会議所と嘉飯圏域の2市1町との間で連携協定を締結し、取組を推進しております、「こどもはこの街の未来だ!」宣言事業の一環で実施いたしました「ビジョナリーシティこども会議」や県と嘉飯圏域の2市1町で組織された実行委員会が実施いたしました「嘉飯桂未来塾」において意見聴取を行いました。

さらに、令和6年12月25日から令和7年1月24日まで市民意見募集を実施し、広く市民の方から意見を聴取し、54名から113件の意見提出をいただきました。このような取組により寄せられた意見を考慮し、加筆修正を行い、令和7年2月19日の飯塚市こども・子育て会議において、最終案を決定いたしました。

計画の概要につきましては、第1章において、計画策定の背景や位置づけ等を記載しております。

第2章において、各種統計データや計画策定に当たり実施した各種調査データによる現状分析や第2期計画についての振り返り、今後の課題の整理について記載しております。

第3章に計画の基本理念と基本的視点を、次の第4章において、第2章の分析に基づき、各種事業に係る量の見込みと確保の方策について記載しております。

第5章から第7章に関しましては、こども・子育て支援、こどもの貧困対策推進、こども・若者支援に係る施策について、項目ごとに具体的事業と評価指標に基づく進捗管理が必要な事業について、個別に事業を記載しております。

計画策定の経緯につきましては、令和5年度に各種アンケート調査を実施し、飯塚市こども・子育て会議を3回、飯塚市青少年問題協議会を1回開催し、審議を行っていただいております。令和6年度に入ってから、こども・若者の意見聴取や市民意見募集を実施し、飯塚市青少年問題協議会を1回、飯塚市こども・子育て会議を4回開催し、審議を行っていただき、本日お示ししております飯塚市こども計画の策定に至っております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

令和7年度から令和14年度までの8年間を計画期間とする飯塚市重層的支援体制整備事業実施計画を策定いたしましたのでご報告いたします。

本計画につきましては、社会福祉法第106条の3第2項の指針に則して、同法第106条の5第1項に基づく、重層的支援体制整備事業実施計画として、本市における当事業の提供体制に関する事項等を定め、適切かつ効果的に実施するため策定したものであります。

経過としましては、本計画の上位計画であります飯塚市地域福祉計画の策定委員であります、飯塚市地域福祉推進協議会委員の意見を踏まえ本計画を策定し、計画期間におきましても、飯塚市地域福祉計画の終期に合わせ、令和7年度から令和14年度までの8年間とし、社会動向の変化や関連法・制度の改正、または本計画の進捗状況に応じて、第3期飯塚市地域福祉計画と整合性を図りながら、毎年、評価・改善を行っていくこととしております。

最後になりますが、本計画につきましては、令和7年4月以降、市ホームページへ掲載するとともに、本庁舎、各支所及び各地区交流センターへ配付することとしております。また、委員の皆様へは、本計画のデータを共有フォルダへ格納いたしますので、ご確認をお願いいたします。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件の福岡高等裁判所判決について」報告を求めます。

○生活支援課長

本件は、平成27年6月30日開催の厚生委員会及び令和3年6月21日開催の福祉文教委員会にて報告しておりました、「生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件」につきまして、令和7年1月29日に福岡高等裁判所にて判決が言い渡されましたので、その概要を報告いたします。

この事件は平成27年3月16日に福岡県内の生活保護受給者が、国、福岡県、飯塚市、福岡市、北九州市、古賀市、福津市を被告とし、平成25年8月より3年間にわたって行われた国の生活扶助基準改定に伴い、各自治体等の福祉事務局長が生活保護法第25条第2項に基づく生活保護基準変更決定処分を「憲法第25条、生活保護法第3条及び第8条に違反する」として、その決定処分の取り消しを求めて福岡地方裁判所へ提訴したものでございます。

この原告側の訴えに対し、令和3年5月12日に福岡地方裁判所は、「厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱、またはその濫用があるとは認められない」との判断から原告側の訴えが棄却され、それを受け原告側が令和3年5月24日に控訴提起を行いました。

今般、この控訴事件に対して、福岡高等裁判所から厚生労働大臣が本件改定をした判断は違憲であるとして、「処分行政庁が控訴人らに対してした各保護変更決定処分を取り消す」との判決が言い渡されました。

この判決を受け、本市としましては、令和7年2月10日に最高裁判所に対して上告受理申立てを行っております。

今後、この上告に関する進捗状況につきましては福祉文教委員会において、随時、報告していくことといたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

最初に、地裁への原告の訴えの内容について、処分の取消しを求めるという説明がありまし

た。そのほかにはないですか。

○生活支援課長

第1審であります福岡地方裁判所におけます件につきましては、それ以外のことはありません。

○川上委員

処分の取消しと賠償請求は入っていないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:47

再開 16:58

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

損害賠償請求も行われております。したがって、第1審であります福岡地方裁判所の判決では、損害賠償請求は棄却とされております。

○川上委員

それでは1月29日の福岡高裁の判断を示してください。

○生活支援課長

福岡高等裁判所の判決内容といたしましては、ゆがみ調整は不合理ではないとされましたが、デフレ調整で一般世帯の消費行動を基に物価価格率が算定された点を問題視されました。生活保護世帯は生活に不可欠な食費や光熱費への消費割合が高いのに対し、一般世帯は生活に必ずしも必要ではない、教養・娯楽費などにも多く支出しており、消費構造が明確に異なるとして指摘し、要保護者の需要を基として保護を行う生活保護法の趣旨、目的に反する過誤や欠落があり、不合理で違憲であるとして引下げを取り消すとの判断をされております。

○川上委員

賠償請求についてはどうですか。

○生活支援課長

賠償請求については棄却となっております。

○川上委員

1月29日から上告、受理、申請に至る2月10日までの経過をお尋ねします。

○生活支援課長

令和7年1月29日午前11時に福岡高等裁判所にて判決が言い渡されました。この判決を受け、同日、1月29日付で上訴意見書を福岡法務局に提出いたしました。その後、2月5日付で上告審につきまして訴訟追行依頼を行い、令和7年2月10日付で上告受理申立書を福岡法務局から最高裁判所に提出したところでございます。

○川上委員

その間、国、県、本市、この間の協議についてどういうことがあったか、その内容をお尋ねします。

○生活支援課長

生活保護の決定・実施に関します事務は第1号法定受託事務であり、厚生労働大臣告示による生活保護基準改定を受けて行った本件処分に対する取消訴訟につきましては、その結果が全国の生活保護行政事務や国の利害関係に影響を及ぼしますことから、第1審より法務大臣に対し、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、訴訟の実施提起を行っております。上告受理申立て手続におきましても、このようなことから訴訟追行を依頼したところでございます。

○川上委員

国、県、市、国及び市、県及び国との間の協議はどのように行われたのか、お尋ねしており

ます。

○生活支援課長

国、県、そして市で集まりまして、協議をずっと行っております。

○川上委員

何回ぐらい集まったんですか。

○生活支援課長

第1審が終わった後、控訴提起を受けまして、それから2回ほど調整を行っております。

○川上委員

2回。日時と場所とメンバーを教えてください。

○生活支援課長

会議自体、国、県と市が合わせて協議を行ったのは1回だけとなりますが、あとは電話連絡等で協議を行っております。大変失礼しました。

日時は1月29日、その判決が出た当日になっております。場所が福岡高等裁判所になっております。

○川上委員

国は誰が出てきたんですか。

○生活支援課長

国におきましては福岡法務局の職員の方になります。それと、県自体が訴訟を行われておりますので、そのときに県の職員も同時に併せて協議を行っているところでございます。

○川上委員

国は福岡法務局。職名を教えてください。

○生活支援課長

訟務官になります。

○川上委員

県職員の職名をお願いします。

○生活支援課長

県も訴えられていることになりますので、県の職員は一般職の方が来られておりましたので、私たちと同じように一般職のほうとの協議になります。

○川上委員

本市からはどなたですか。

○生活支援課長

生活支援課の2名の係長になります。

○川上委員

そうすると、その場で控訴するという協議はしにくかったのではないかと思いますけど、こういう内容の協議をしたんですか。

○生活支援課長

実施請求をしておりますので、今後も訴訟追行をしていくということで話になっております。

○委員長

すると、午前11時に判決が出ました、その場で傍聴しておった国、県、本市の関係者は直ちに協議をし、控訴の意思を固めたということなんですか。

○生活支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは、国、県、本市が被告である市長と何ら相談せずに、そういう協議をその場で即刻やったというのは非常に納得いきがたいところがあります。かつ、福岡法務局の方が負けた場合

は控訴する決意を固めて傍聴に来ておったということであれば、皆さんに国の決意を示すでしょうけど、飯塚市に対してどういうふうに言ったんでしょうか。

○生活支援課長

高等裁判所にて判決が出る前より、勝訴した場合、敗訴になった場合ということで、どちらになってもその後の対応ができるように事前に打合せが行われておったものでございます。

○川上委員

事前の打合せというのは、国、県、市のことなんですか。

○生活支援課長

国からということになります。

○川上委員

福岡高裁でどういう結果、国が勝訴した場合、敗訴した場合、あらかじめ決意を固めておったということですよ。それで判決が出ました。敗訴ということになりました。損害賠償は別として、敗訴ということになりました。その場で、飯塚市は係長2人が行ったわけでしょう。その係長に国の意思を伝えたわけですか。

○生活支援課長

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第6条に、「訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする」とされておりますので、それに基づいて協議をしてきていたところでございます。

○川上委員

その日に国の決意を書いた書類を見せられたりしたんですか。

○生活支援課長

書類はございませんが、以前より協議をずっと行っていたことで、その後の訴訟追行を行ったところです。

○川上委員

国の勝訴、敗訴の時の対応の決意だけではなくって、事前に国、県、市の間で、ほかの市もあるかもしれませんが、その間で、勝訴の場合はこうです、敗訴の場合はこうですということを判決の前に協議をして、意思一致をしておったということをおっしゃっているんですか。

○生活支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その日、1月29日午前11時の判決を聞いて協議を行ったというのは、態度をどうしようということをそこで話したようなことではないということですね。自動的に控訴だということですが、判決前に決意がもう固められていたという立場で、その日の午後かどうか分かりませんが、話し合いをしたということなんですか。

○生活支援課長

判決後に集まりまして、私たちとの意思の確認が行われております。

○川上委員

その意思の確認というのは、事前に、判決の前に、勝訴の場合はこうだ、敗訴の場合はこうだという意思決定をしていた上で、意思確認をしたという意味ですね、判決後。

○生活支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

判決が出る前に、判決文を受け止めることなく、負ければ上告ということを決めておったということが今分かりました。

福岡高裁の判決は違憲であり、厚生労働大臣の処分を取り消すという内容ですね。違憲とい

うのは憲法違反のことでしょう。憲法のどの条項に違反ということになっているんですか。

○生活支援課長

憲法第25条となります。

○川上委員

そのあと聞き取れなかったかもしれませんが、生活保護法違反も言われましたか。生活保護法第3条及び第8条に違反するとされております。市長、考えてみてくださいね。市長に委任が来ている事務ですからね。判決を聞く前から上告することを決めておったということなんですよね。判決の内容は憲法違反なんです。生活保護法違反も入っている。この違憲と呼ばれる判決が出て、出ることを想定していたのかもしれないけども、それを受け止めて、検討して、どうした話じゃなくって、憲法違反であろうが何であろうが、敗訴になれば上告するというのをあらかじめ決意していたということが今明らかになったんだけど、どう思いますか。

それで、2月10日以降に飯塚市は国と協議をする機会がありましたか。

○生活支援課長

29日に協議いたしまして、それ以降はありません。

○川上委員

2月10日以降、裁判所ないし国から、あるいは県から、本市に対して何か連絡があったでしょうか。

○生活支援課長

上告に対します書類の連絡がございました。

○川上委員

いつ、どういう内容でしたでしょうか。

○生活支援課長

令和7年2月10日付で上告受理申立てを行ったという連絡が入っております。

○川上委員

それはいつですか。電話ですか、文書ですか。

○生活支援課長

上告受理申立て通知書というのが令和7年2月14日付で来ております。

○川上委員

飯塚市は国、県、その他の福岡市、北九州市、古賀市、福津市と並んで被告なんですけれども、委任事務を受ける立場なんですけど、国に対して上告取下げを求めることができる時期はあったと思うんです。もう1か月たっているんですけど、時期はあった。決意があればできたと思うけど、飯塚市が、市長が、国、厚生労働大臣に対して、上告を取り下げましょうという提案をするルールはないんですか。

○生活支援課長

先ほどから申し上げておりますが、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第1条には、「国を当時者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する」とされております。また、同法第6条の2に、「行政事件訴訟法第11条第1項の規定による地方公共団体を被告とする第1号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第1号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない」とされております。

これに伴い、訴訟提起されました段階から法務大臣宛てに訴訟の実施請求を依頼しておりますので、訴訟については、行政庁は法務大臣の指揮を受けるものとなっております。このことから本市単独での判断で上告受理申立てを行っているものではございません。

○川上委員

そういう状況を踏まえた上で、国に対し、国というか厚生労働大臣に対し、委任を受けた立

場から、この上告は取り下げましょうということとは言えないのかというふうに思ったわけです。今の説明では、それを否定するものではなかったと思いますけど、どうでしょうか。

○生活支援課長

否定するものではございませんが、このことにつきましては法務大臣の指揮を受けるということになっておりましたので、生活保護制度は国の法定受託事務でございますので、そのような手続を行って、今回の訴訟に至っております。

○川上委員

皆さんの主張は分かりました。説明も分かりました。しかし、事務の委任を受けた飯塚市長の立場から国、厚生労働大臣に対して、「もう取り下げよう」ということが法によって禁止されるということはあるので、そういう申入れを、取下げを申し出る必要はないかと。すべきだと私は思うんです。

それで、最後にしようと思うんですけど、名古屋高裁の判決をここで示していただいて、私の先ほどの問題提起がかみ合うのではないかと思いますので、紹介してもらえますか。

○生活支援課長

名古屋高裁での判決の内容をお伝えいたします。原告の請求を棄却した第1審判決を取り消し、同処分を違法であるとして取り消すとともに、国家賠償請求も容認する判決を言渡しされております。デフレ調整について、厚生労働大臣が生活扶助CPIという独自の物価指数により生活保護利用世帯の生活実態と大きく乖離した価格率を導き出したことなどを理由として違法とされております。また、ゆがみ調整について、生活保護基準の専門的評価及び検証を行う生活保護基準部会が検証したゆがみ調整の調整幅を密かに根拠なく2分の1にしたことを違法としました。そして、厚生労働大臣には少なくとも重大な過失があると断じ、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を強いられた原告の精神的苦痛に対する慰謝料、国家賠償を1人当たり10万円を認めましたとのことです。

○川上委員

全国で裁判にまで及んで闘われている、この10年に及ぶ闘いの中で、原告側は各地で敗訴を繰り返し、そして、控訴し、違法性を問うて裁判所が高裁においてそれを認めるという局面に今なっております。福岡高裁判決が九州各地の訴訟を激励するとともに、このたびは四国においても地裁において原告が勝利という状況もあります。この全国的な状況、何よりも判決の中身について、市の立場で厳密に考えていきながら、この上告があるべきではないということを示して、取下げを厚生労働大臣に市長から求めてもらいたいと私は思います。それを提案しておきます。終わります。

○生活支援課長

大変申し訳ございません。名古屋高裁での判決におきまして、慰謝料、国家賠償を1人当たり10万円と申し上げましたが、1万円を認めたということでした。大変申し訳ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承ください。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」報告を求めます。

○学校給食課長

飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定につきましては、2月6日開催の福祉文教委員会でご報告いたしました。質疑に対して的確な答弁ができなかったことから、本日、改めてご報告をいたします。

今回、「学校給食調理等業務の受託候補者特定に至る経過」、「飯塚市給食運営審議会委員の構成表」及び「飯塚市給食運営審議会専門部会運営要綱」を追加資料としてご提出しており

ます。

それでは、追加資料の学校給食調理等業務の受託候補者特定に至る経過からご説明いたします。まず、飯塚市給食運営審議会委員の任期満了に伴う委員の委嘱に併せて臨時委員の委嘱を令和6年7月23日開催の教育委員会会議に提案しております。別紙、委員構成の上段と中段でございます。次に、令和6年8月1日付で飯塚市教育委員会から飯塚市給食運営審議会へ受託候補者の特定について諮問があり、第1回飯塚市給食運営審議会を8月26日に開催しています。議事として、審議会の会長選出、専門部会を設置いたしまして、専門部会員の指名を委員構成、専門部会のとおり、1次審査は専門的な知識に基づいた審査を要することから保健所代表1名、専門部会運営要綱第4条第3項の規定により部会長の職務を代理する委員1名、栄養教諭及び臨時委員5名、栄養教諭、計7名を指名しております。

また、2次審査は学校との関わりが重視されますことから、部会長である保健所代表1名、専門部会運営要綱第4条第3項の規定による部会長の職務を代理する委員1名、委託対象校の学校長2名及びPTA2名、委託対象校の栄養教諭1名、計7名を指名しております。

その他に業務委託仕様書案、プロポーザル実施要領案、業者選定基準案)について提案了承されています。また、審議会のスケジュールについて報告を行っています。

今後の審議会のスケジュールにより、9月4日から参加業者の募集を開始いたしまして、飯塚第一中学校区(その1)には、1者から申し込みがあり、飯塚第一中学校区(その2)には3者から申し込みがありました。

参加業者4者に対しまして、第1回専門部会で衛生管理マニュアル等書類の1次審査を令和6年11月15日に行ない、第2回専門部会で企画提案のプレゼンテーションによる2次審査を11月27日に行っております。

その結果、答申書1ページのとおり、給食調理等業務(その1)を希望としていたのが一富士フードサービス株式会社九州支社1者のみであり、評点の合計点が6割を満たしておりますので受託候補者となったものでございます。

また、給食調理等業務(その2)を希望としていた3者はいずれも評点の合計点が6割を満たしており、その中で評点の合計が1位の株式会社日米クックが受託候補者となったものでございます。

次に、3ページの審査結果につきまして、上段は1次審査の評点及び順位、中段は2次審査の評点及び順位、下段は1次審査及び2次審査の評点の合計点及び順位でございます。

なお、記載しております「選考委員」という文言については、「専門部会員」を指しており、委託業者を選定する者として「選考委員」と表記したものでございます。

2ページの特定期限の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

答申書の3ページにある選考委員7名がありますね。どういうメンバーですか。

○学校給食課長

今回、追加で提出をしております令和6年度飯塚市給食運営審議会委員構成をお願いいたします。ここに、下段に専門部会の構成メンバーを記載をしております。7名につきましては、実施対象小中学校の校長、または職員の代表として――、すみません、1次審査から申し上げます。1次審査は、3行目の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の代表1名、次に、教育委員会において必要と認める者、こちらは栄養教諭でございます1名、次に、栄養教諭代表の4名、それから、実施対象校の栄養教諭の1名の7名が1次審査に当たっております。

それから、2次審査につきましては、1行目の実施対象小中学校の校長、または職員の代表と

して2名、実施対象校のPTA代表の2名、次に、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所代表の1名、それから、教育委員会において必要と認める者1名、それから、実施対象校の栄養教諭の1名の7名でございます。

○川上委員

答申書の3ページなんですけれども、選考委員7名とあるのは、専門部会のメンバーという意味なんです。

○学校給食課長

専門部会の委員でございます。

○川上委員

それで1次選考に当たったメンバーはこれで分かります。2次審査6名と書いていますね。2次審査メンバーは数字が合いませんけど。

○学校給食課長

今回、追加で資料提出をしております。委員構成は指名をいたしました7名でございます。そして、特定に至る経過については、実際に審議を行いました11月27日の実際の出席の人数6名というふうに記載をしております。

○川上委員

職業を聞かせてもらわないと。誰が出席していないんですか。当日来なかったんですか。

○学校給食課長

実施対象校の学校長が1名欠席となっております。

○川上委員

どの学校ですか。

○学校給食課長

飯塚第一中学校の学校長でございます。

○川上委員

1番に実施対象小学校・中学校の校長または職員の代表が菰田小、飯塚第一中と書いてあるでしょう。この1番の中の第一中学校の代表が欠席ですね。

○学校給食課長

そのとおりでございます。

○川上委員

飯塚第一中の代表は、または職員の代表とあるんですけども、そちらではなくて校長でしたってことなんです。これは属人的になっているわけですか、この専門部会の委員については。

○学校給食課長

今回、学校からの代表者ということで学校長が選出されております。また、過去を見ますと、学校長が出てきているケースが多うございます。

○川上委員

武井市長による委嘱は校長である方に委嘱状は出されたわけでしょう。

○学校給食課長

給食運営審議会は教育委員会の諮問機関でございますので、委嘱の行為は教育委員会が行っております。

○川上委員

そうすると、7人に1人の選考委員会になっているんでしょう。1人が休んだり、職務ができない状態になった場合は重大な影響がありますよね。これは6億円以上の事業でしょう。この第一中学校の校長はなぜ休んだんですか。

○学校給食課長

体調不良により欠席をされております。

○川上委員

そういう場合は、7人のうち1人が欠けた場合は、そのまま選考をやりますよというのは何かに書いてあるんでしょう。何に書いてあるんですか。

○学校給食課長

今回、また追加でご提出しております飯塚市給食運営審議会専門部会運営要綱、こちらにおきまして、第5条の会議、こちらの中で、「会議は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない」ということで、半数以上でありましたのでこの審議会で審査自体は成立していると判断しております。

○川上委員

まず、この選考の会議は、委員会と言っているのかもしれませんが、この要綱の第5条、会議に当てはまるんですか。

○学校給食課長

所掌事務といたしまして、第2条で選定基準に基づく委託業者の選定ということでございますので、1次審査、2次審査、この会議の中で行われるものとして成立していると判断しております。

○川上委員

場合によって4人となったときでも選考するんですか。

○学校給食課長

4人になりますと、先ほどの会議の第5条、半数以上を満たしませんので——、失礼いたしました。1次審査での審査は7名でございまして、4名でありましたら、半数以上いますので成立をしております。

○川上委員

この会議はどこでされたんですか。

○学校給食課長

本庁舎内の会議室で行っております。

○川上委員

この得点を出すのはどういうふうに出していくんですか。点数を書いて、紙に入れて、箱に入れるとか、そういう感じですか、例えば。

○学校給食課長

審査しました後に紙を回収いたしまして、集計作業を事務局で行っております。

○川上委員

それは記名ですか。

○学校給食課長

記名でございます。

○川上委員

そうすると、この給食運営審議会専門部会運営要綱であれば、6億円のこどもの栄養とか安全とかに関わる事業を4人で決めることができるということになりますか。

○学校給食課長

決めることが可能になります。

○川上委員

割り算すれば、1人1億5千万円の責任を負わないといけないということになるわけですか。答弁を変えることがありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:42

再開 17:45

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

答弁を変えることはございません。失礼いたしました。

○川上委員

それで、追加で出していただいた資料を改めて見ると、これは関係者中の関係者ばかりで構成しているんですね、専門部会。3番の嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保健衛生課長がどうかと思うくらいですけど、ほかはもう直接当事者性が高いんですよね。一方、プロポーザルで事業をやってもらう方を選ぶ選考委員会の選考の仕方について、飯塚市のプロポーザルマニュアルではどうなっていますか。選考委員、ルールがあるでしょう。

○学校給食課長

飯塚市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインにおきまして、審査委員会の設置の規定がございます。この中で、所管課は当該業務に係るプロポーザルを実施するに当たり審査委員会を設置しなければならない。審査委員会は委員5人以上で組織する。委員は所管部長、所管課長及び所管課職員が構成数の2分の1以上となつてはならない。委員長が必要があるときは審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。審査委員会の設置運営に当たっては、審査委員会の設置要綱を作成するものとする。ただし、学識経験者等の外部委員を選任する場合は附属機関設置条例の制定等の対応が必要となる。審査委員会の審査事項は次に掲げるものとする。実施要領の確認に関する事。企画提案書等の評価及び受託候補者の特定に関する事。その他選定等必要な事項に関する事。審査委員会の会議については受託候補者の特定に関して参加申込み者に有利・不利が生じる可能性があること、また、談合の防止等の観点から原則非公開とする。審査委員会の庶務を所管課において処理するとなっております。

○川上委員

何が大事なんですか、今のところで。

○学校給食課長

ただいま申し上げました審査委員会の設置の項目、全て大事でございます。

○川上委員

それはそうなんですけど、給食運営審議会委員構成（専門部会）のこれは選考委員会なんですよ、専門部会がね、7人で。嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の代表を除けば、全員、直接関係者じゃないですか。一方で、市のガイドラインでは所管課については2分の1を超えてはならないというふうにしているわけですね。これは公正性をできるだけ担保したいという趣旨でしょう。この中に学校給食課の課長も入っていないし、補佐も入っていないし、係長も入っていないし、山田部長も入っていないと、教育長も入っていないよと言うのかもしれないけど、これは直接当事者ですよ、1人除いて。その点からいえば、こういうプロポーザルという制度そのものが、もっと言えば、自己を民間委託方式そのものが、こういったものになじむのかということを表しているんじゃないかと思うんですね。それで、得られた結論からいえば、このように私からすれば公正性が不十分だと思われるやり方において、6億円を超える債務負担行為が出てくるということであれば、これは抜本的に見直さないといけないんじゃないかなというふうに思います。教育長はどう思われますか。

○教育部長

公正そのものにつきましては確かに言われるように、直接、給食の提供を受けるこどもたちの保護者であったり、そういった方々が入っているというのは、私はこの点は非常に大事なことでなかろうかというふうには考えているところではございます。

ただ、先ほど言われました2次審査において、例えば、1人欠員が出た、ただ、確かに要綱

上は満たしている、そういった部分については果たしてどうなのかという部分については、要綱などについて、さらに近隣他市も含めて、こういった形で給食について審査を行っているのか、選定を行っているのかというのは、さらに調査研究が必要ではなかろうかというふうに考えているところではございます。

○川上委員

市のガイドラインでは先ほど紹介したような抑制をかけているわけですよね、2分の1という。一方、同じものというわけではないけれども、この要綱は4人で決めることができるとなっているわけですね。今回は7人だから、4人だけ、もし、3人だったら2人ということになりますか。それは自由に判断できるわけでしょう、任命が。

ですから、6億円とか何億円とかいうものを業者選考するのに、身近であればあるほど公正性が問われてくるということをガイドラインのほうは言っているわけでしょう。だから、栄養教諭、学校の先生、それから保護者の意見は十分に聞いて、反映するのは仕事だけでも、業者を選考するという点でいえば、それは別の事業の問題であることはお互い分かるじゃないですか。

だから、業者選考を給食運営審議会に任せることがどうか。また、任された審議会はこのようにすることについてどうなのかと。教育長の一存じゃないですか、これは、どのメンバーを選ぶとかいうのは、委嘱できるわけだから。

そうすると、教育長の立場は厳しいんですよ、こんなに緩いのを作っていると。気がついたらとんでもないことになっていたとかなるかもしれないじゃないですか。だから、今後ゆるゆるで研究するとかいうのではなくて、直ちに公正性、透明性を確保する上で、改めるときがあるんじゃないかなと思いますよ。それは気がついているでしょう。

○教育部長

ご指摘がありますとおり、非常に大きな委託契約の内容に対して、この人数でどうなのかというご指摘については、先ほど答弁しましたとおり、よくよく検討する必要というのは感じているところではございます。ただ、これも繰り返しになりますけど、PTA以外にも直接、学校での栄養管理に携わる栄養教諭、こういった者の意見というのは、やはり審査の対象に反映すべきところもあるというふうには考えておりますので、そういった観点から広く人数なども含めて調査研究のほうはしてまいりたいというふうに考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

私もたしかまだ保留状態だったですよ、質問の中でね。私は、2次審査に関して、今、話があっていたんですけど、学校と保護者って食育の問題とかでいろいろ話し合うんですよ、学校内で。そこに関して、2次審査の内容というのは、どの会社が、各学校の保護者と先生が求めている食育に関してどういった考えで、どのような物を提供してくれるかといったようなものを確認して、点数をつけるというような形だと思います。なおかつ、会社がいいなと思っても、点数によって残念ながらないということもあったと思っています。

僕は1次審査に対して疑問が生じる場所があります。1次審査というのは、特に一番点数が高い安全衛生管理というようなところ、それから危機管理に関するところって入っていますでしょう。前回、ちょっとお話ししましたように、この6割という、危機管理とかこういうこともたちの安心安全の部分に関しての点数のつけ方が6割というのは、どういったところから6割なのか、もしくは1次審査で6割ないところが、2次審査で合計したら6割になるということですね。今、僕が言ったように、2次審査というのはあくまでも食育ですよ。そういった食育の教育とかそういったところに関して審議をする場所だと思っているんですよ。1次審査というのは衛生面であつたりというところだと思うんですよ。どっちも大切なんですよ。

けども、1次審査の部分というのは非常に重要視しないといけないところではないのかなと思っています。そうした場合、1次審査で、6割は何なのかというのは私はちょっと分からないので、そこも質問していたと思うんですけども、6割を取っていないところが、2次審査で、多分、考えがあれば点数が高いんですよ、恐らく2次審査というのは。各学校の校長、PTA会長、「ここはいいよね」となれば、満点になると思うんですよ。そうすると点数が上がりますよね。1次審査というのは、これはちゃんとプロの方々が見てくれているわけでしょう、衛生面とかに関して。ここに関して、全体で6割取っているから、飯塚市はここにしますという考えが正しいのかどうか。その6割というのは大体何なのか。それで6割行っていないのに、全体で合計したら6割行ったからいいんだよという、その考え方というのはそれで安全性が担保できるのかなというふうにすごい非常に疑問に思っているんですが、その辺りはどのようにお考えなんでしょう。

○学校給食課長

専門部会の1次審査では、衛生管理や危機管理など、重要なことが審査されておりますけども、委員、ご指摘の6割に満たないような業者が2次審査では点数が高く、結果的に選定をされています。このような選定方法の問題点をご指摘いただいておりますが、現状の選定基準につきましては、参加業者が希望する業務の希望順位を優先することとしております。その中で、1次審査と2次審査の合計点が6割を超えている中で、上位の業者を選定しております。ご指摘のように1次審査の結果がかなり低いような場合も、今後、想定はされますので、その部分については、1次審査の配点、2次審査の配点など、選定基準の見直しなど、また、他の自治体の事例も参考にしたいと考えております。

6割の基準という考え方ですけども、5段階の中で3点というのが標準といいますか、普通に業務が行える点数と考えますと、5段階で3というのは、100点満点で60点の6割という考え方で、こういった基準を設けている自治体も多うございますので、現状、6割という基準を満たしていれば選定をされるというふうには考えております。

○兼本委員

だから、危機管理に点数があるのかということを行っているんですよ。逆に言って、私は議員になって、これを見て思ったことが、私たちは2次審査ってどの人たちが1次審査で何点取っているのか分からないんですよ。2次審査を受けます。そこで点数を付けます。最終的には1次審査と2次審査で合計点が出てきます。僕らはそれで、ここの保護者の皆さんとかにも、「ここはこういうことをやってくれるし、こうやってすごくいいところなんだよ」という話ができるんだけど、危機管理に関して、「実はこうだった」とかいうのは分かんないわけですよ。それは分からないままというのは非常に危険なことだなあと思ったんですよ。

私は今の課長の答弁にあったように、「5点満点の3点やけん、よくない」と保護者の皆さんに言ったら、保護者は何て答えますか。「3点やったらいいの」と、そんな答えを委員になった人間がしなくちゃいけないんですか。そういうことで教育委員会の委嘱を受けたつもりは多分ないと思うんですけど。

これは、初めて議員になってこういう内容が分かって、びっくりしたんです。このあたりは、だから、本当に危機管理というのはどうなのかと、衛生管理というのはどうなのかというところはしっかりしていただかないと。それを点数で決めるのかなと思うところはあるんですよ。ここに関しては、やはり、こういうプロの方から来ました。飯塚市教育委員会としてはこれで大丈夫なのかどうかということを判断していただいた上で、大丈夫なところを2次審査に出していただくというような形を取っていただくとか、やっぱり、そのための教育委員会じゃないんですか。全部を審査委員に任せるんですか。点数はこれだけあったらいいんですか。安全ってそんなもんで守れるんですか。どうなんですか、ちょっと答えていただいていいですか。

○学校給食課長

ご指摘のとおり、1次審査、2次審査の合計点で6割という考え方はそのもの自体を、今回のご指摘受けまして、1次審査、2次審査の配点だとか、そもそも点数化をしてよいものかどうかについては、選定基準の見直しを含めて、他の自治体等の事例も参考にしながら、今後、検討してまいります。よろしくお願いします。

○兼本委員

安全面はしっかりと考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償請求事件について」報告を求めます。

○文化課長

「損害賠償請求事件について」報告いたします。令和7年1月17日付で福岡地方裁判所飯塚支部より、本市に対し、損害賠償請求の訴状が送達され、令和7年1月20日付で受理いたしましたので、その概要を報告いたします。

訴状の概要につきましては、資料にお示しします、原告所有、鹿毛馬1484、同1487-1は、平成12年頃、旧潁田町が史跡の保存整備事業の拠点となる施設を購入するために購入を申し入れ、それに伴い、平成14年から20年にかけて実施されました、周辺、他の圃場整備の対象から外れた経緯があるものの、その後、用地買収はなく、現在に至っております。

そのため、当時に圃場整備がなされていたならば、原告は自己負担47万7千円でできたはずであるものが、原告が圃場整備する場合、47万2417円、全額自己負担しなければならず、その差額42万95417円を損害とし、また、弁護士費用42万9千円を加えて、計47万24417円を損害賠償として請求するというものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

潁田町時代に買収の契約を何らかの形でしておったわけですか。

○文化課長

書面でそういうものはございません。

○川上委員

口頭で残っていないんですか。

○文化課長

そういう記録自体がございません。ただし、先ほども申しました、圃場整備を、そのあとにそのエリアをするという話が当時ありました。ただ、今回の当該地を含めたところについて、もう用地買収を行う予定があるのでその圃場整備から外したと、外す依頼をしたという記録はございます。

○川上委員

その依頼は誰から誰への依頼ですか。

○文化課長

潁田町教育委員会教育長より鹿毛馬地区圃場整備推進委員会会長宛てに文書がなされております。

○川上委員

それには理由も書いてあるんでしょう。

○文化課長

当時、颯田町においては神籠石の周辺に拠点となる施設を造る計画があると、その計画地にその場所が該当しておりますので、圃場整備から外してほしいという文書になっております。

○川上委員

今回訴えの訴状の訴えの根拠となるものは何ですか。

○文化課長

まず一点が、今申しましたように、当時、文書自体は平成12年12月15日付ですけども、平成12年当時、そういう圃場整備から外してほしい、用地買収を予定しているという話があったのは事実かと思っております。

そのあと、協議が全然進まずに、合併後でございますけども、そのあと原告のほうから市のほうにどうするのかという話があったと。この土地について買うのか買わないのかと。ただ、それについては記録がございません。そして、令和3年になりまして、もう一度その話が上がりまして、市のほうはもう買えませんという返事をしたというのが経緯でございます。

○川上委員

そうすると、今回訴状の根拠は何か書いてあるでしょう、これが根拠で請求しますという。お金のことは分かりましたけど。訴える相手が飯塚市というなら、なぜ飯塚市を訴えるか分かるものが相手側にも何かあるんじゃないんですか。

○文化課長

今回の訴状におきましては、請求の原因として、ただいま申しましたような事実経過がずっと記載がなされておりました、損害賠償の金額とその金額の根拠ということで訴状が出されております。

○川上委員

飯塚市が直接的に、颯田町ですけど、直接的に当事者と「将来買うからね」という約束はなかったという事実が確認できるんですか。

○文化課長

今の申出の分は最初の段階でしょうか。最初の段階、平成12年当時、こちらのほうでも実際に買う買わないのについての契約書であったりとか、そういったものはございません。そのあと申しました合併後についても、そういったものの記録は全くございません。

○川上委員

そうすると、颯田町教育委員会が圃場整備の枠から外してくれという当事者を阻害して、外したところで、買うかもしれないので外してくれということを言ったということになりますね。

○文化課長

そのときの旧颯田町のほうが原告のほうに直接「買います、買いません」というか、「買うので、圃場整備を外してほしい」ということを原告に直接言ったという分の記録はございません。ただし、先ほど言いましたように、組合のほうに圃場整備から外してほしいという旨の文書を出しております。そのことは確認しております。

○川上委員

裁判をやっているわけではないので、もうこのぐらいしますけど、であれば、第三者の財産について、第三者の有利になることを差し止めてくれというのを颯田町教育委員会が当事者のことを外して財産の処分について介入したということになりかねないのかなと思いましたね。それだけでも損害賠償請求を受けるのではないかという気がしました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

正副委員長を代表しまして、一言ご挨拶申し上げます。本日も長い間本当にお疲れさまでした。また、2年間にわたり、皆様のご協力の下、しっかり審議ができたかと思えます。本当にご協力ありがとうございました。

これをもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。